

埼玉県ケアラー支援関係機関向け研修事業
(市町村職員、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会
職員、他関係機関等職員対象)

ケアラー・ヤングケアラーの 理解から支援まで 一個人の支援と支援の環境づくりー

堀越 栄子
一般社団法人 日本ケアラー連盟代表理事
NPO法人 さいたまNPOセンター代表理事
埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議委員
日本女子大学名誉教授

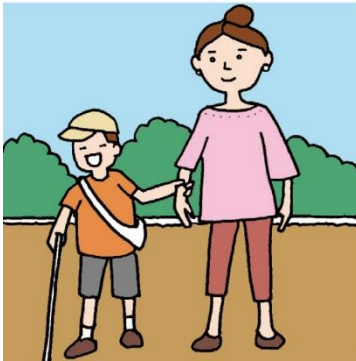
本日の目的

1. ケアラー（家族等無償の介護者）・ヤングケアラーはどのような人（子ども）なのか、その現状や抱える課題を理解する。
2. ケアラー・ヤングケアラーひとりひとりを支援するには、何が求められ、何ができるかを検討する。
3. ケアラー・ヤングケアラー支援には、多層的に支援し連携することが求められる。ケアラー・ヤングケアラーを理解し、支えることのできる環境づくりを考える。

目 次

1. ケアラーとは、ヤングケアラーとは
2. ケアラー支援の社会的背景
3. ケアラーの実態（埼玉県を中心に）
4. ヤングケアラーの実態（埼玉県を中心に）
5. 支援がない場合の社会経済的リスク
6. ケアラー・ヤングケアラー支援の課題
7. ケアラー・ヤングケアラーの包括的支援について

1. ケアラーとは、ヤングケアラーとは



障害のあるこどもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病でほかに何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くに住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

こころやからだに不調のある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人たちのことです。（ケアワーカーは含んでいません。）

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラーとは

- 家族にケアを要する人がいる場合に、**大人が担うようなケア責任**を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている**18歳未満の子ども**のこと。
- ケアが必要な人は、障がいや病気のある親、高齢の祖父母、きょうだいや他の親戚など。
- **お手伝いを超えるケア責任とケア負担**。
- **ケアラーである前に、成長過程にある子ども**

若者ケアラーの支援も重要

- 18歳から30歳代と想定。子どもケアラーよりケア責任がより重くなることもある。若者ケアラーはヤングケアラーであった場合と18歳を越えてからケアが始まる場合とがある。
- **ケアラーである前に、自分の人生を歩み始めたばかりの若者**

(一般社団法人 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト)

ヤングケアラーが行っていること

(大人が担うようなケア責任)

- **家事**： 料理、洗濯、掃除、買い物など
 - **兄弟姉妹（きょうだい）のケア**： きょうだいの世話、送り迎えなど
 - **家のきりもり**： 家の修繕、力仕事など
 - **身体的なケア**： 入浴、トイレ介助など
 - **医療的なケア**： 投薬管理など
 - **情緒面でのケア（感情面でのサポート）**： 寄り添い、見守り、声かけ、励まし、外出支援など
 - **金銭面・実用面のきりもり**： 各種支払い、アルバイト、通訳、通院介助
- * 見えない、見えにくいケア がある

ヤングケアラーの捉え方

★一般に、本来**大人が担うと想定されている**ような家事や家族の世話等を**日常的に行なっている**ことで、**負担を抱える**もしくは、**子どもの権利が侵害されている可能性がある**18歳未満の子ども

(アセスメントによる、「ヤングケアラー」であることの特定)

■厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月 有限責任監査法人トーマツ): ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、ヤングケアラー発見の着眼点や支援のつなぎ方等の成果をマニュアルにまとめた

■令和4年4月22日 事務連絡 厚生労働省子ども家庭局

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」の送付について: 各都道府県、市町村、特別区 児童福祉主管部局宛

2. ケアラーの社会的背景

ケアを必要とする人は増加している

○日本の高齢化率・平均寿命（健康寿命）

- ・2020年：3617万人、28.7%、75歳以上14.9%
2040年：3900万人、35.3%、75歳以上20.2%
- ・2020年：女性87.7(74.7)歳、男性81.6(69.3)歳（カッコは1970年）

○75歳以上の増加

要介護（支援）認定率の上昇、
認定者数の増加

○認知症の人

2025年に65歳以上人口の5人に1人

○障害者の増加（現在、人口の約7.6%）

（以上は、総務省、厚生労働省統計）

ケアラーも増加するが、家族の中でケアをする人は限られ、誰もがケアラーになる可能性がある

○世帯の人数は少なくなっている

(2020年国勢調査全国平均2.21人、東京1.92人)

○共働き世帯の増加(2019年:1245万世帯、専業主婦世帯582万世帯。1997年:949万世帯、921万世帯)

●主たる介護者の約7割は家族(以下、国民生活基礎調査)

●同居介護の家族は減っている

2019年で54.4%(2001年71.1%)

●男性介護者は増えている 2019年で35%(1989年16.6%)

●主たる介護者と要介護者では老々介護も増えている

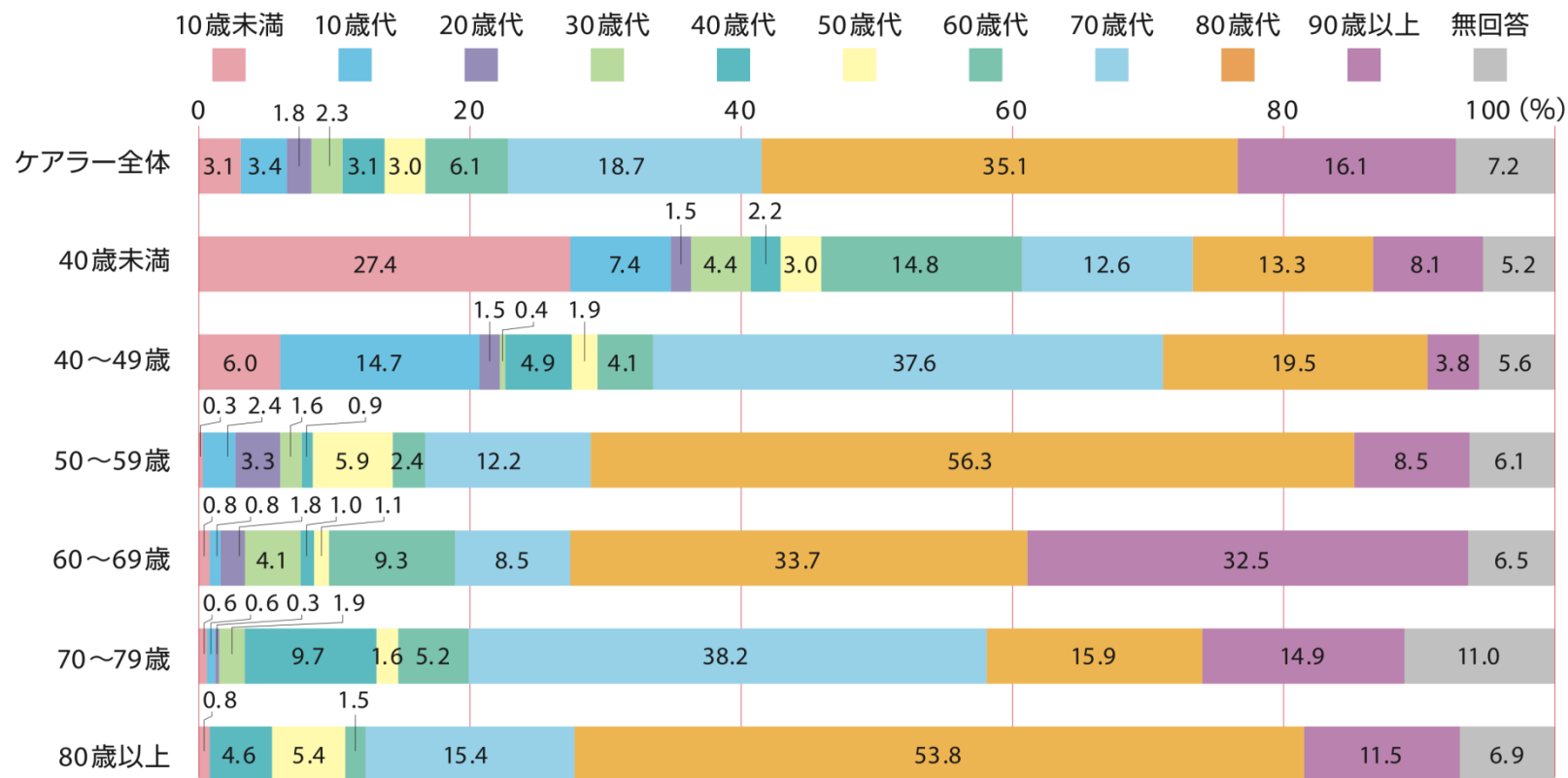
(75歳以上同士は33.1%)

◎でも、年齢の組み合わせも多様

さまざまな年齢のケアラーが さまざまな年齢の人をケアしている

40歳未満から80歳以上のケアラーが10歳未満から90歳以上のケアをしています。

●ケアラーの年齢層別主にケアをしている相手の年齢層(単位%)



出所: NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン「ケアラーを支えるために 家族(世帯)を中心とした多様な介護者の実態と必要な支援に関する調査研究事業報告書」2011年

3. ケアラーの実態～埼玉県を中心に

日常生活・社会生活に大きな影響

ケアラーは、自分の事は後回し、二の次三の次

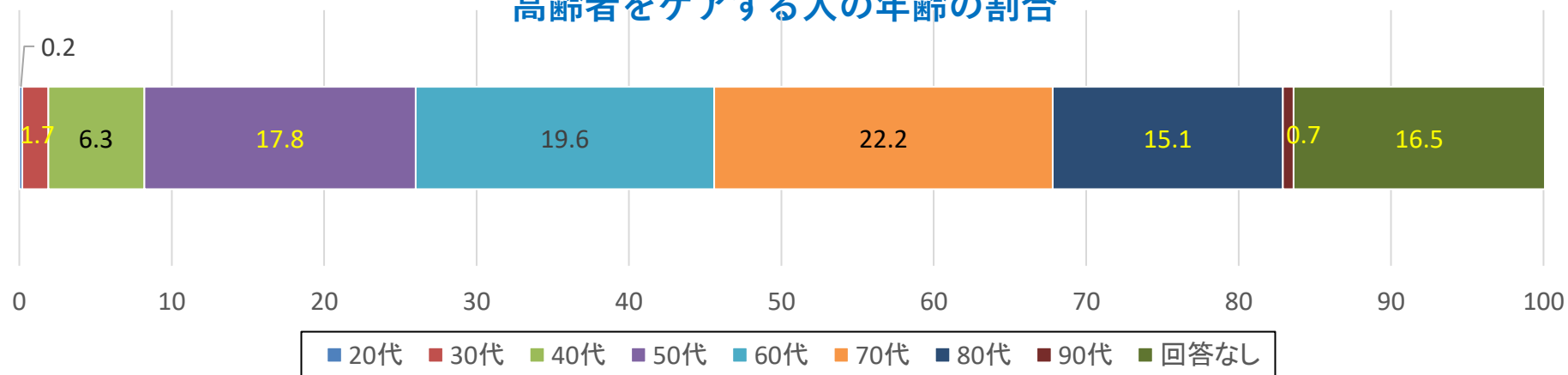
- 心身の健康をそこねています
 - ・約7割にストレス、常に緊張、睡眠中断・不足etc
- 経済的に苦しんでいます
 - ・介護離職(年間約10万人)、ミッシングワーカー
- 精神的に追いつめられています
 - ・時間の制約、拘束/・ケアラーの5人に1人は終日介護
- 孤独を感じ、社会的に孤立しています
 - ・代わりにケアを担ってくれる人(埼玉県調査)
頼めばいるが頼みにくい+いない=50%弱
- 理解と支援を求めています

埼玉県ケアラー実態調査(2020年)

- 地域包括支援センターを利用している介護者(ケアラー)を対象に調査。
 - 1か所につき5人。283か所 × 5人 = 1,415人
回答者 1,022人(72.2%)
 - 回答者: 女性72.5%、複数介護: 2人、3人12.6%
- 障害者相談支援事業所を利用している介護者(ケアラー)を対象に調査。
 - 1か所につき3人。
441か所 × 3人 = 1,323人 回答者448人(33.9%)
 - 回答者: 女性84.8%、複数介護: 2人、3人16.5%

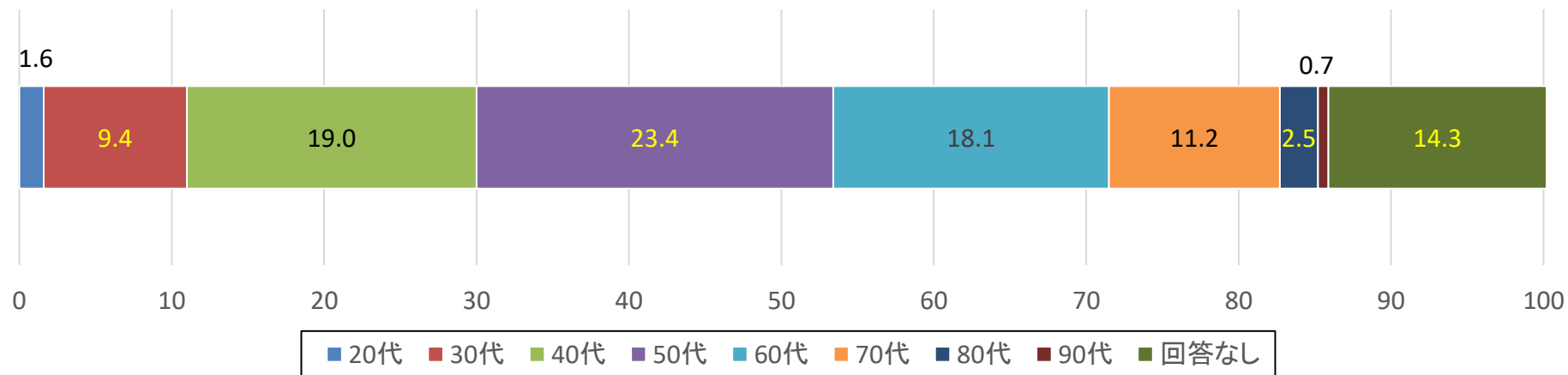
ケアラーの年齢

高齢者をケアする人の年齢の割合



注) 本集計はケアラー本人（1,022人）に対して行われている。

障がい児者をケアする人の年齢の割合

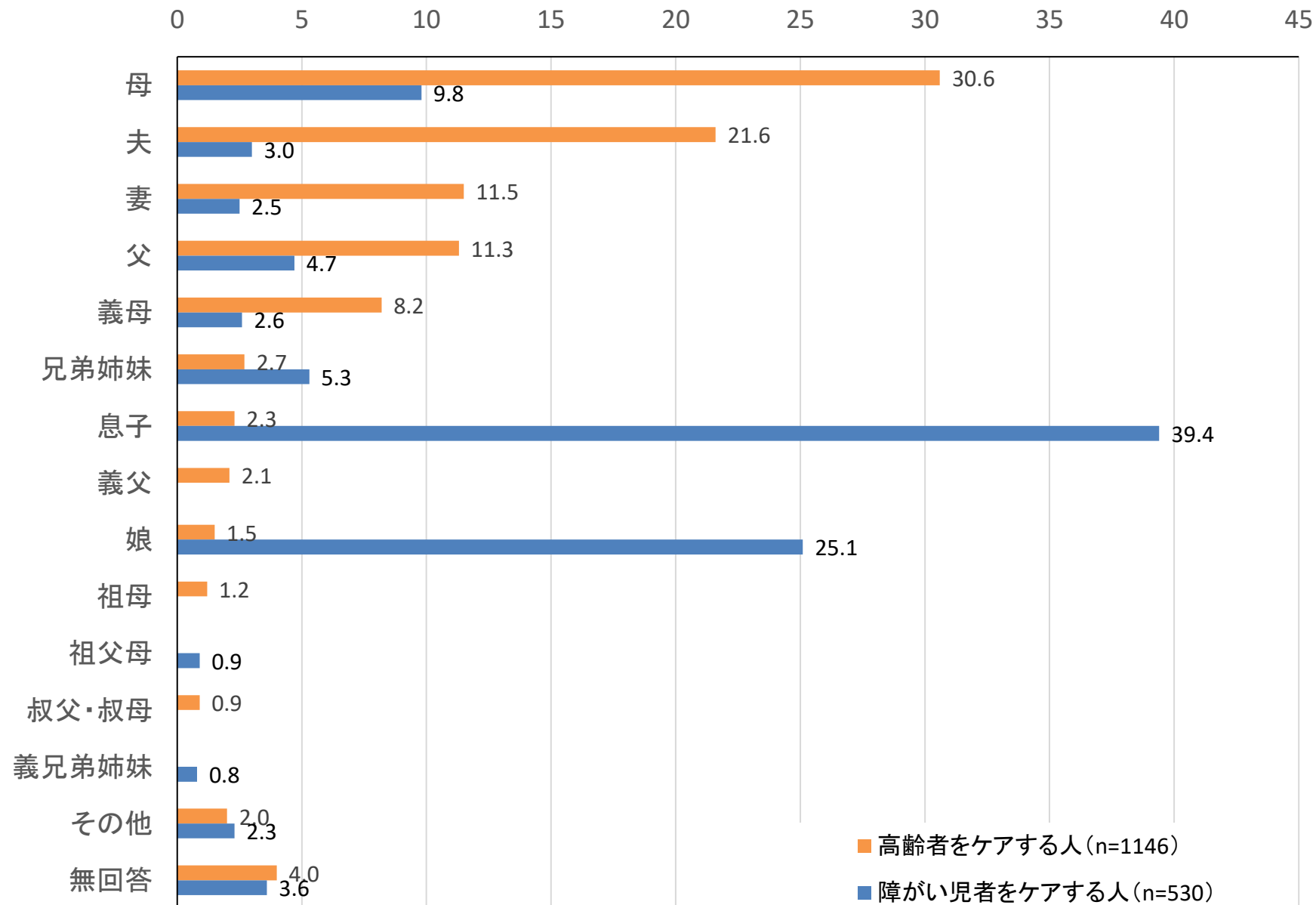


注) 本集計はケアラー本人（448人）に対して行われている。

被介護者の続柄

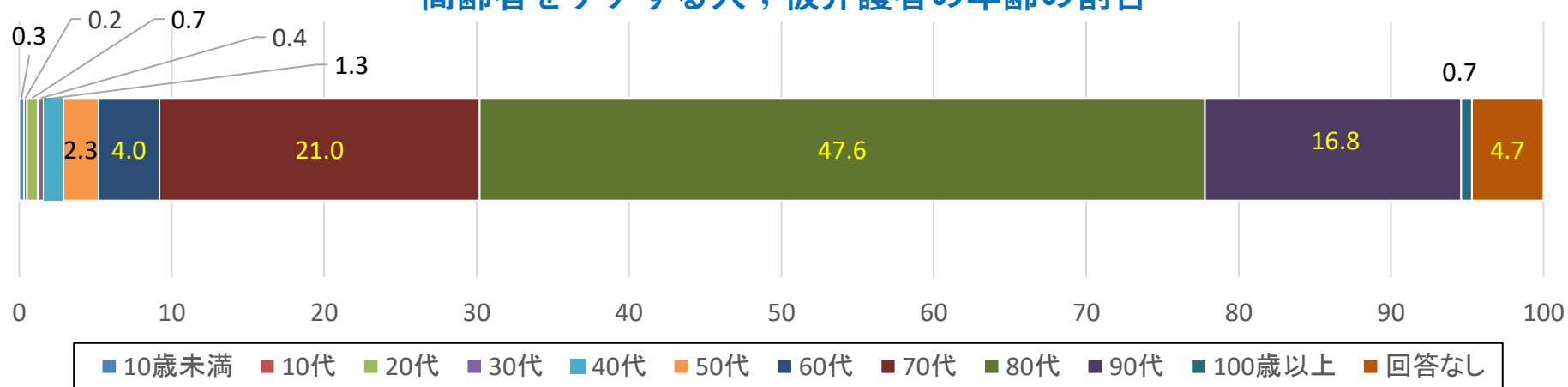
被介護者の続柄（複数回答）

単位：%



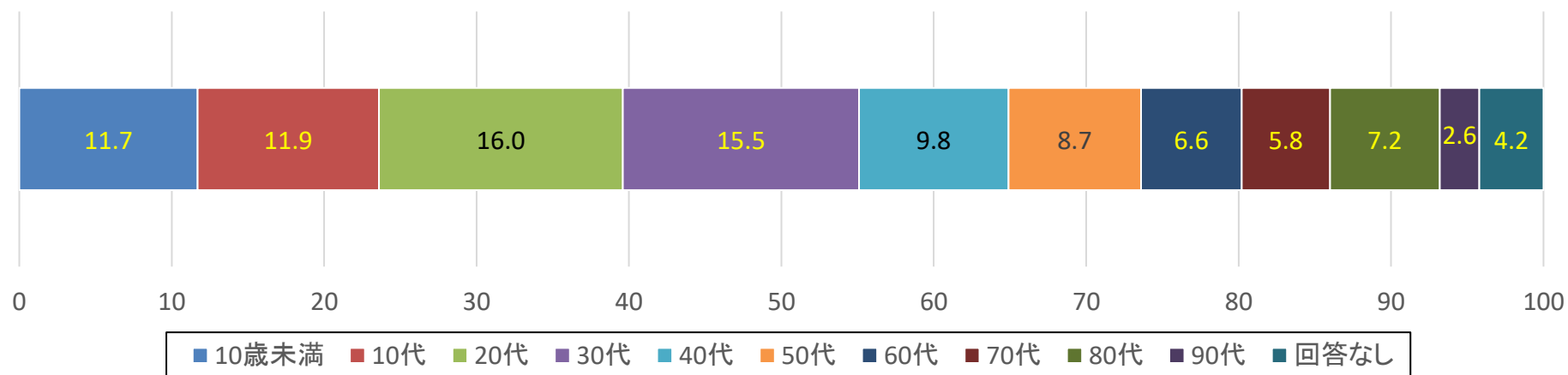
被介護者の年齢

高齢者をケアする人；被介護者の年齢の割合



注）本集計は被介護者（1,146人）に対して行われている。

障がい児・者をケアする人；被介護者の年齢の割合

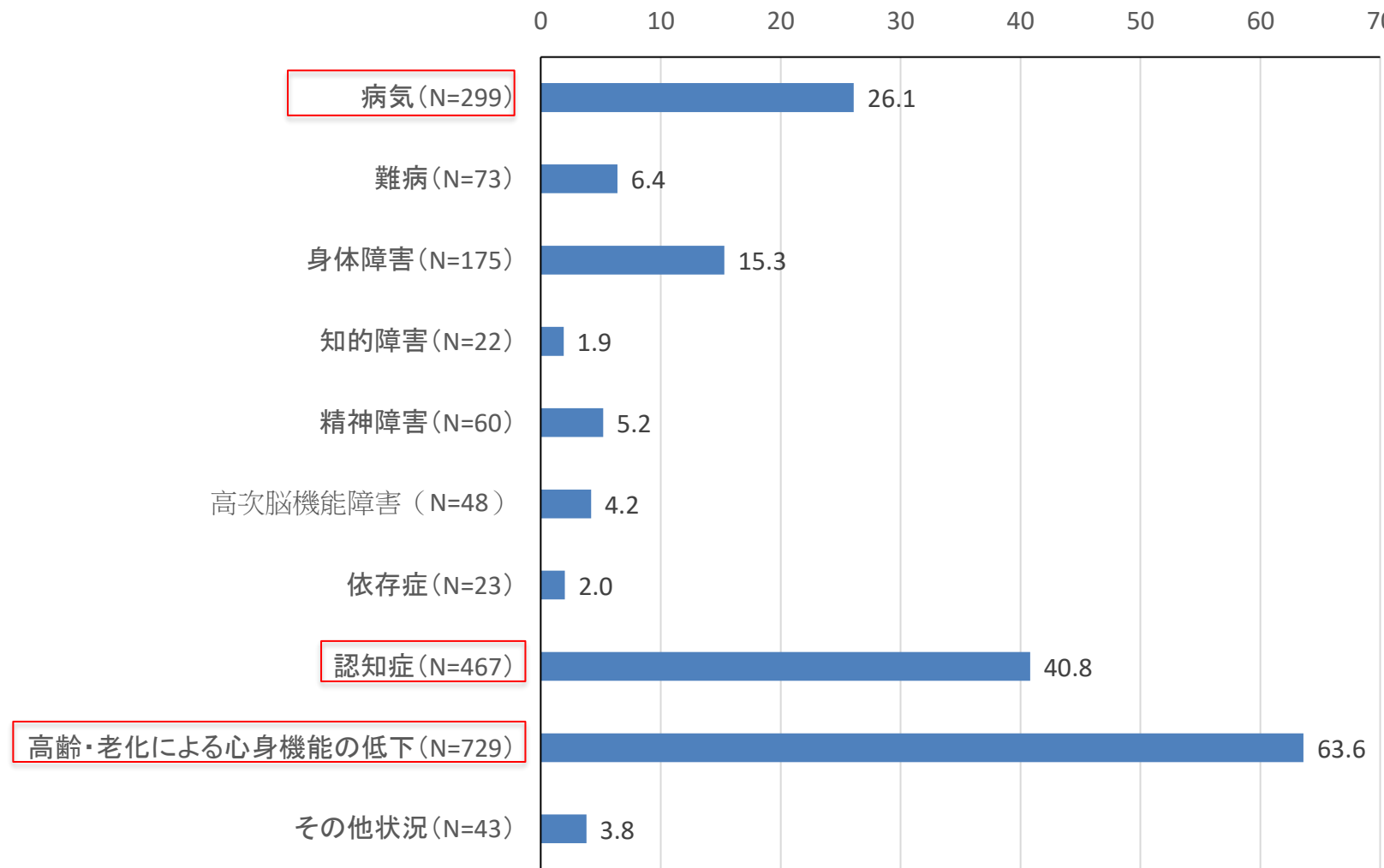


注）本集計は被介護者（530人）に対して行われている。

被介護者の状況（高齢者をケアする人）

高齢者をケアする人；被介護者の状況（複数回答）

単位：％

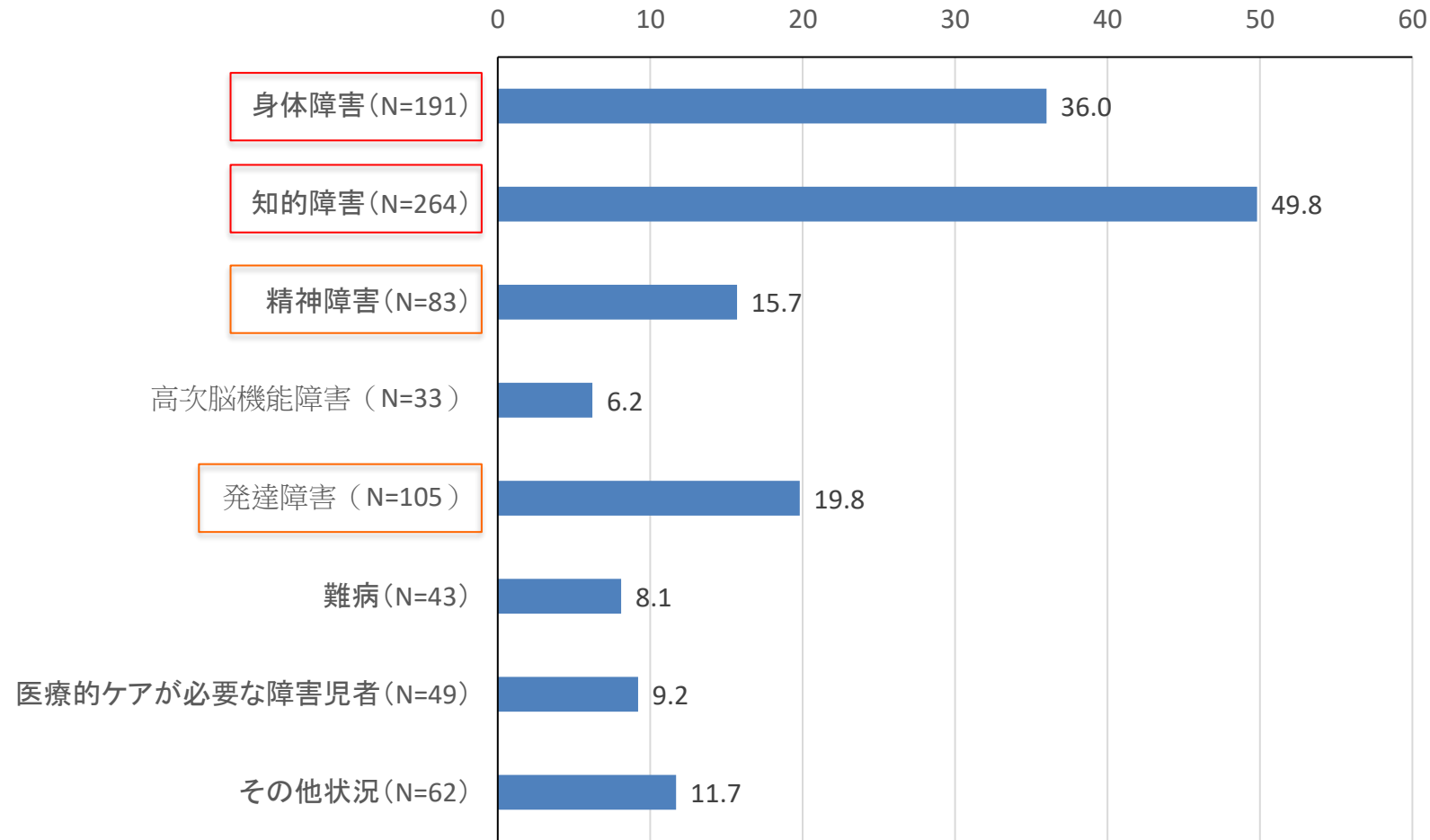


注）本集計は被介護者数（1,146人）に対して行われている。

被介護者の状況（障害児・者をケアする人）

障がい児・者をケアする人；被介護者の状況（複数回答）

単位：％

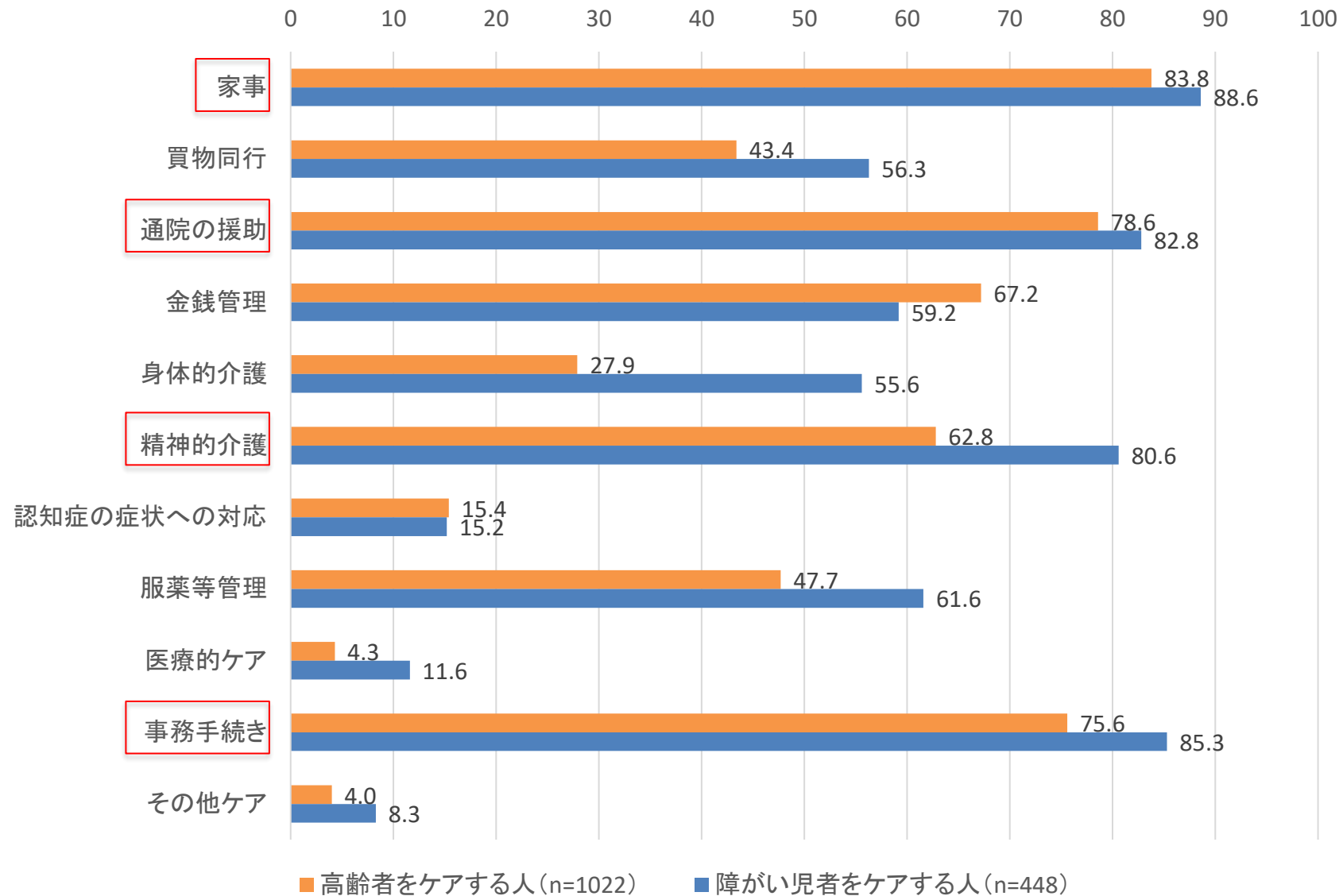


注）本集計は被介護者（530人）に対して行われている。

ケアの内容

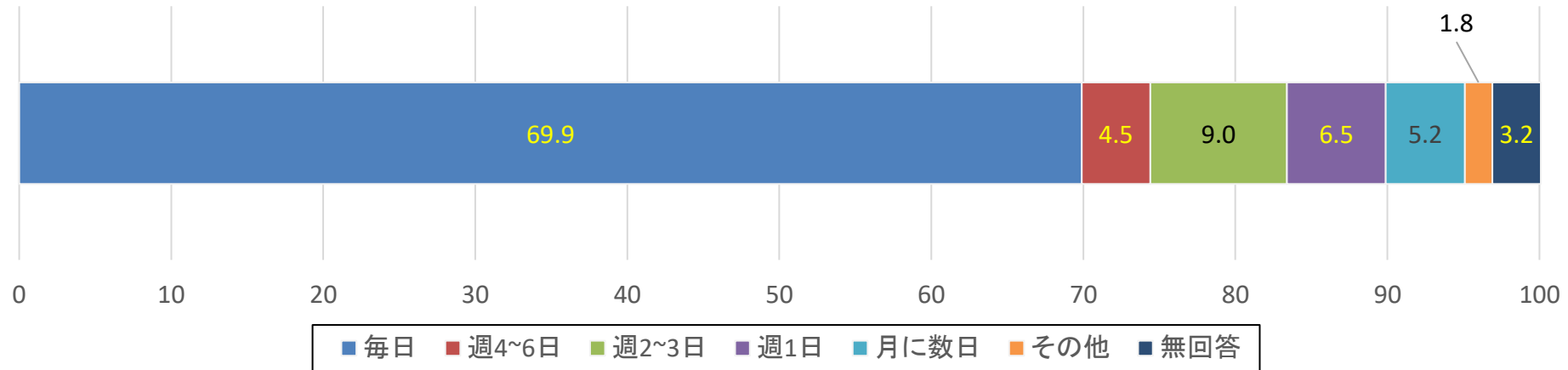
ケアラーにおけるケアの内容（複数回答）

単位：%



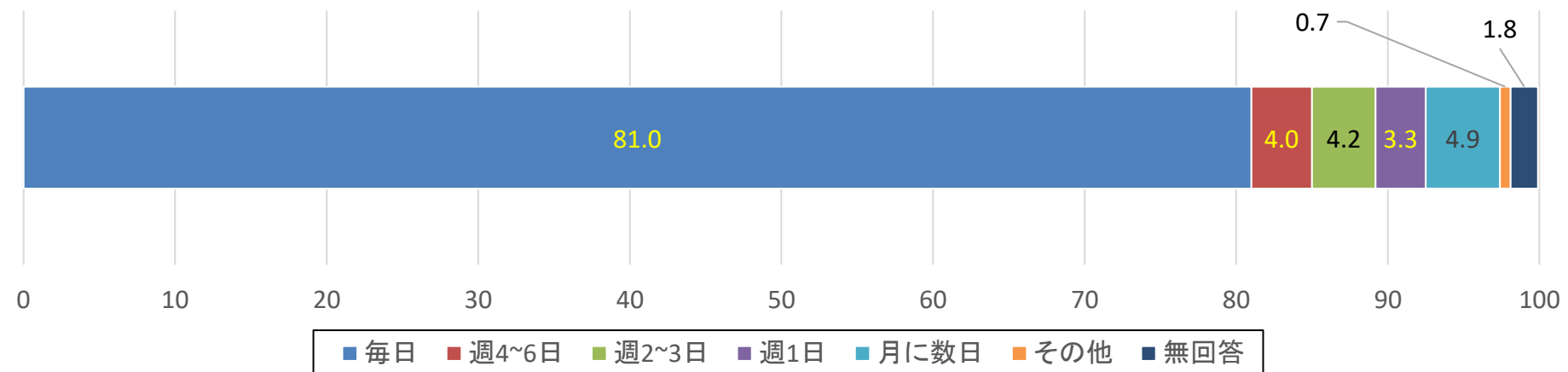
ケアラーのケアの頻度

高齢者をケアする人；ケアの頻度の割合



注) 本集計はケアラー本人（1,022人）に対して行われている。

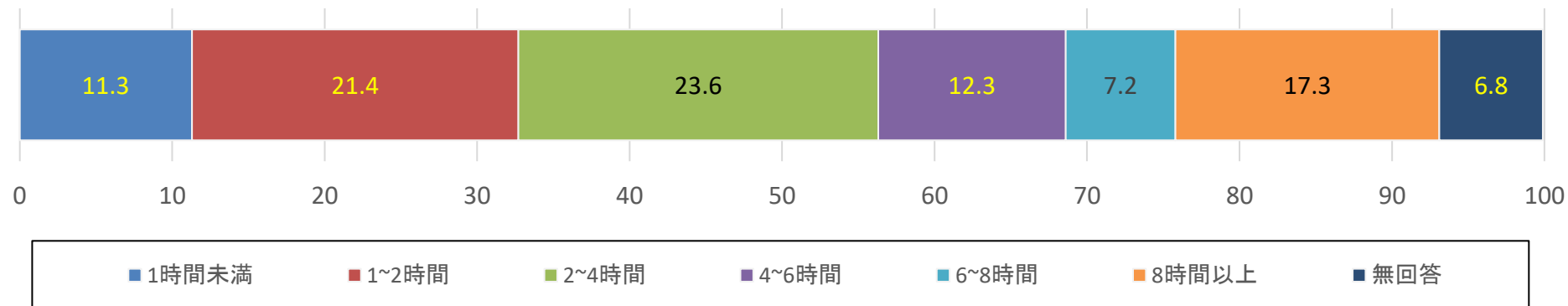
障がい児・者をケアする人；ケアの頻度の割合



注) 本集計はケアラー本人（448人）に対して行われている。

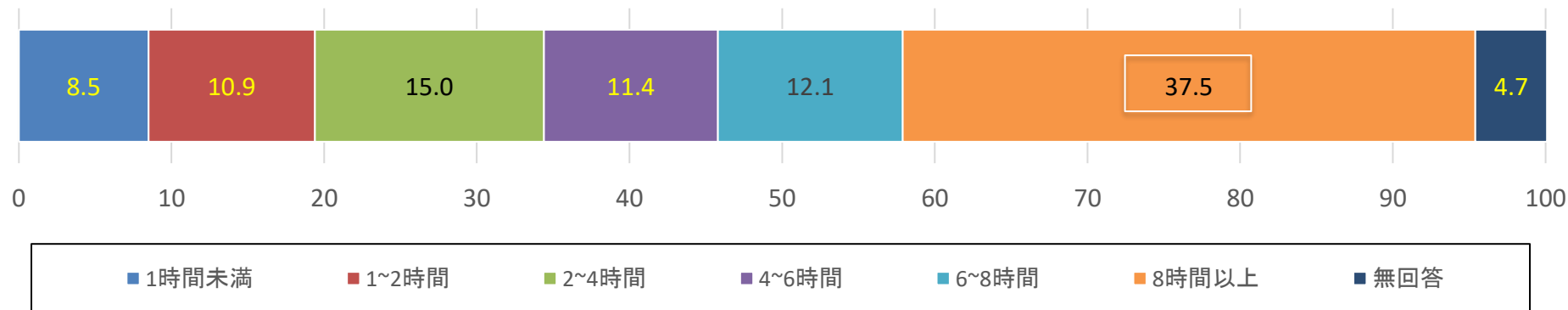
ケアにかかる時間

高齢者をケアする人；ケアにかかる時間の割合



注) 本集計はケアラー本人（1,022人）に対して行われている。

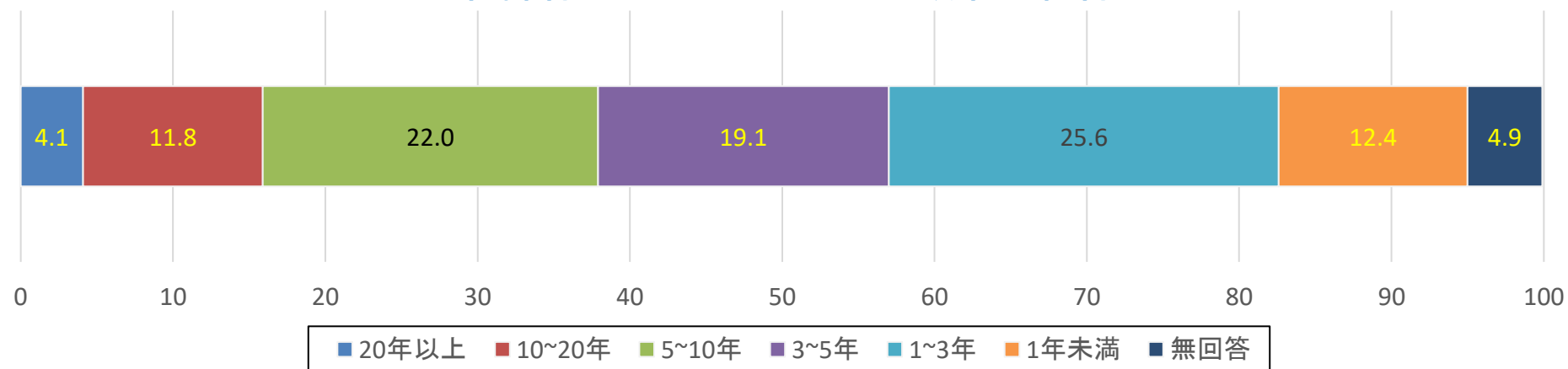
障がい児者をケアする人；ケアにかかる時間の割合



注) 本集計はケアラー本人（448人）に対して行われている。

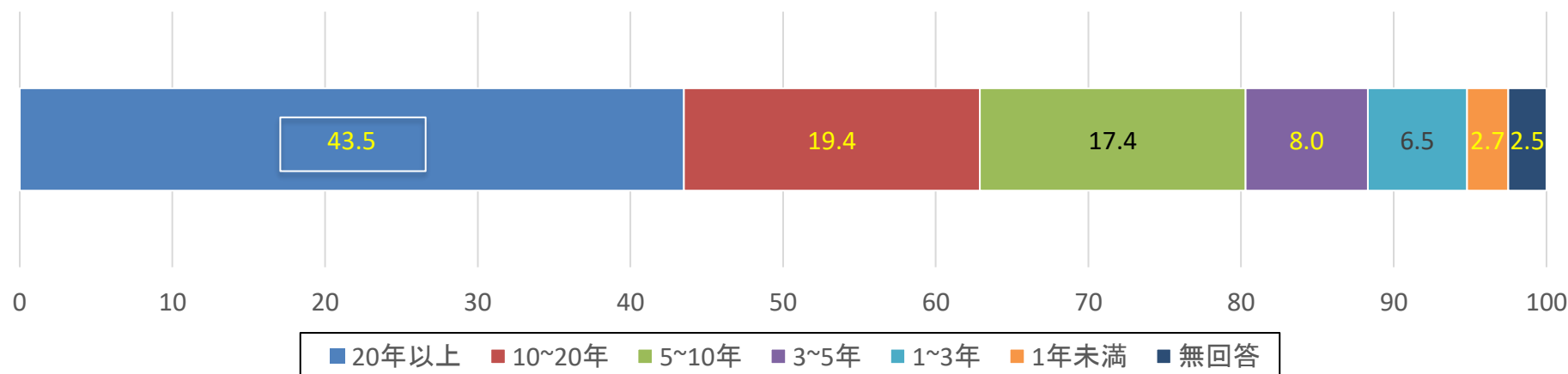
ケアの期間

高齢者をケアする人；ケアの期間の割合



注) 本集計はケアラー本人（1,022人）に対して行われている。

障がい児者をケアする人；ケアの期間の割合

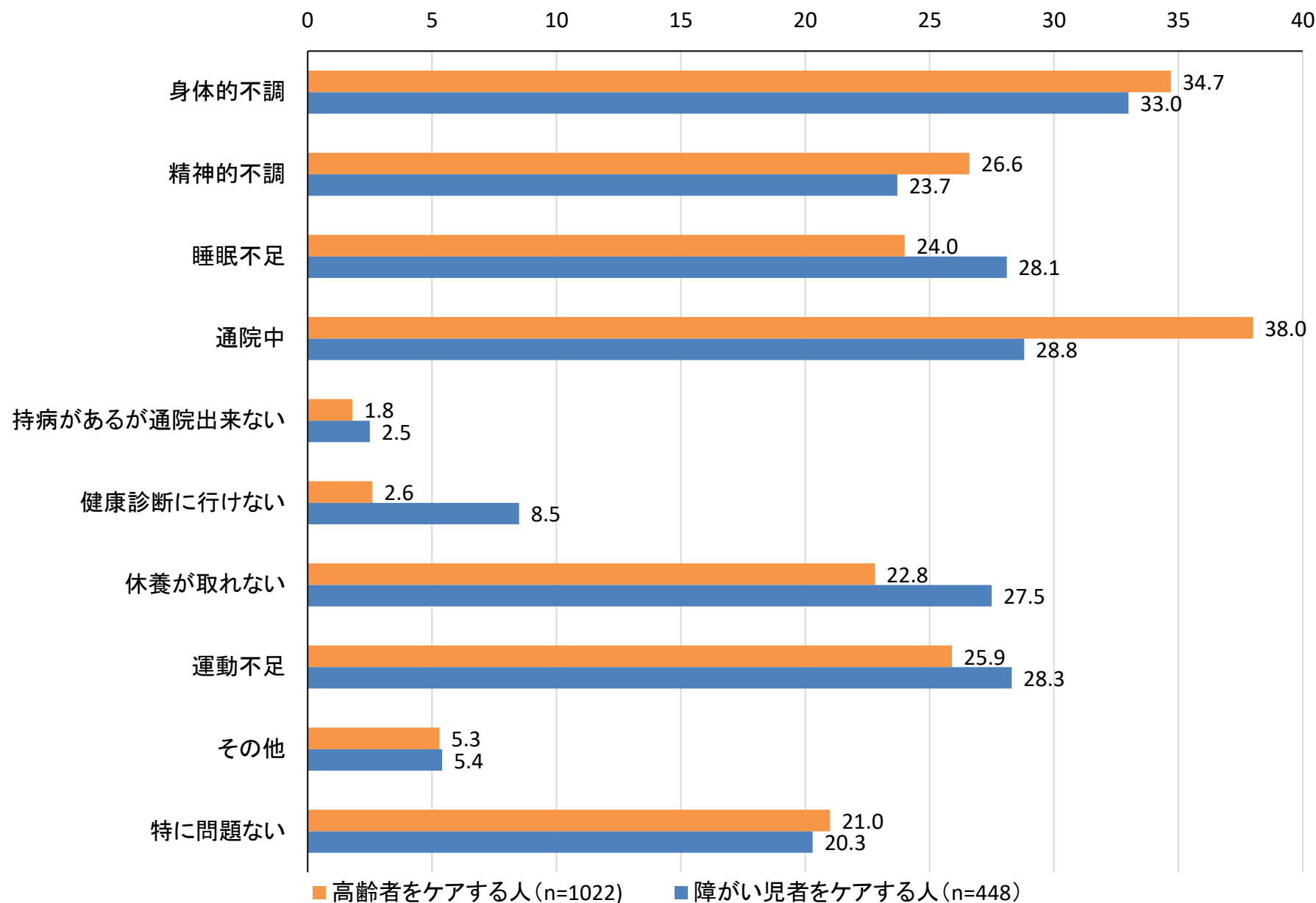


注) 本集計はケアラー本人（448人）に対して行われている。

ケアラー本人の健康状態

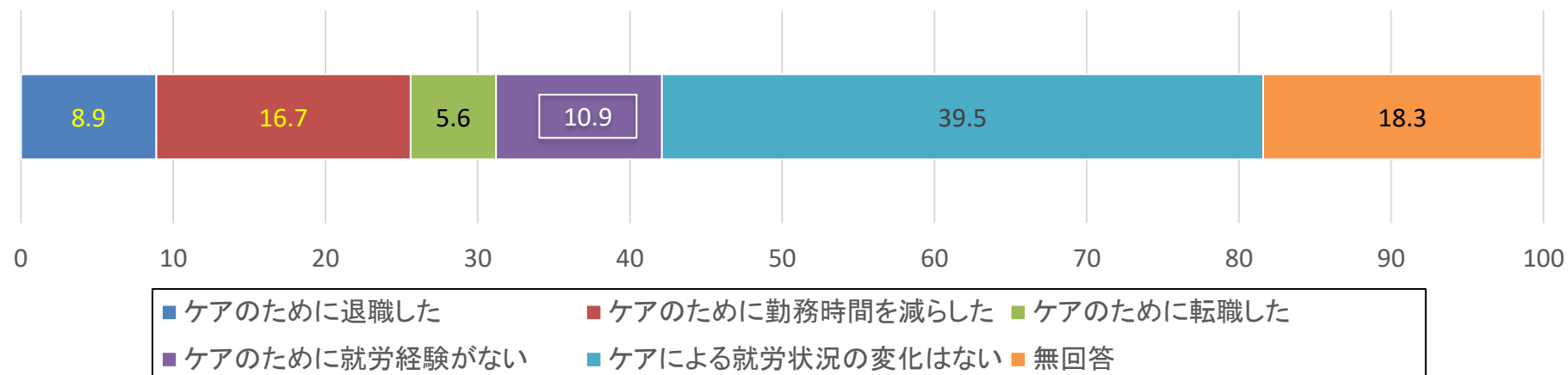
ケアラー本人の健康状態（複数回答）

単位：%



ケアによる就労状況の変化（障害児・者をケアする人）

障がい児・者をケアする人；ケアによる就労状況の変化の割合

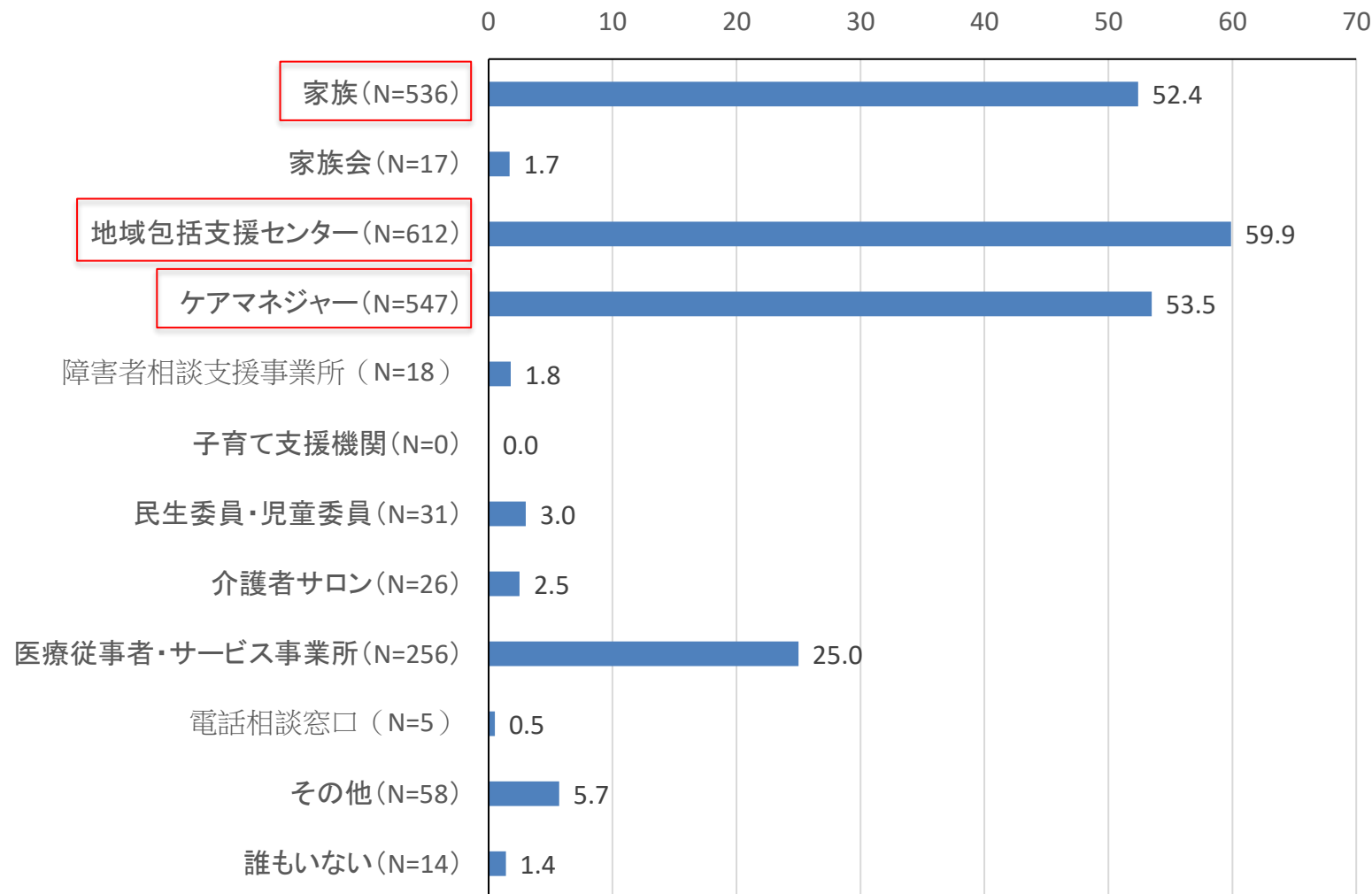


注）本集計はケアラー本人（448人）に対して行われている。

相談できる人や窓口（高齢者をケアする人）

高齢者をケアする人；相談できる人や窓口（複数回答）

単位：％

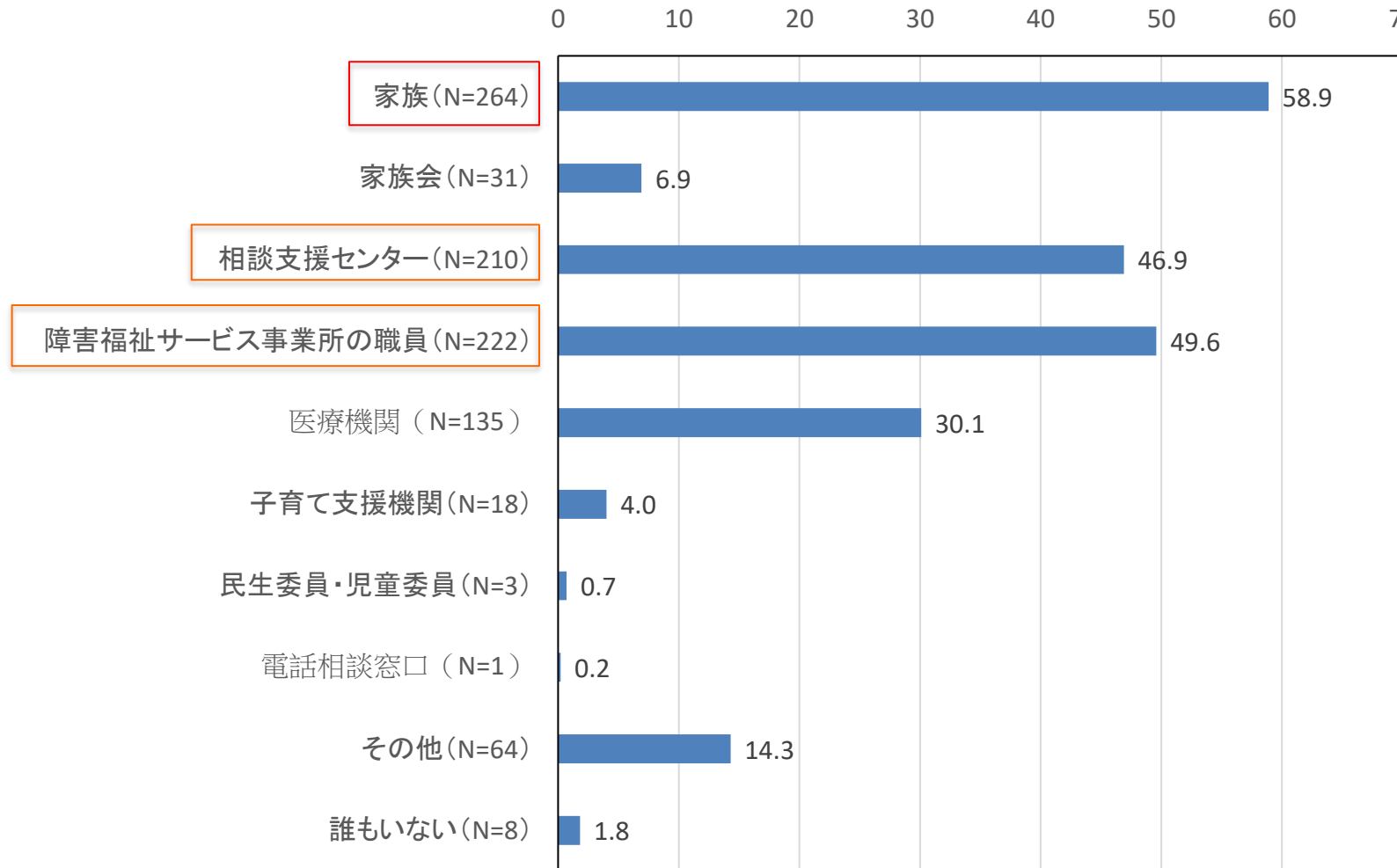


注）本集計はケアラー本人（1,022人）に対して行われている。

相談できる人や窓口（障害児・者をケアする人）

障がい児・者をケアする人；相談できる人や窓口（複数回答）

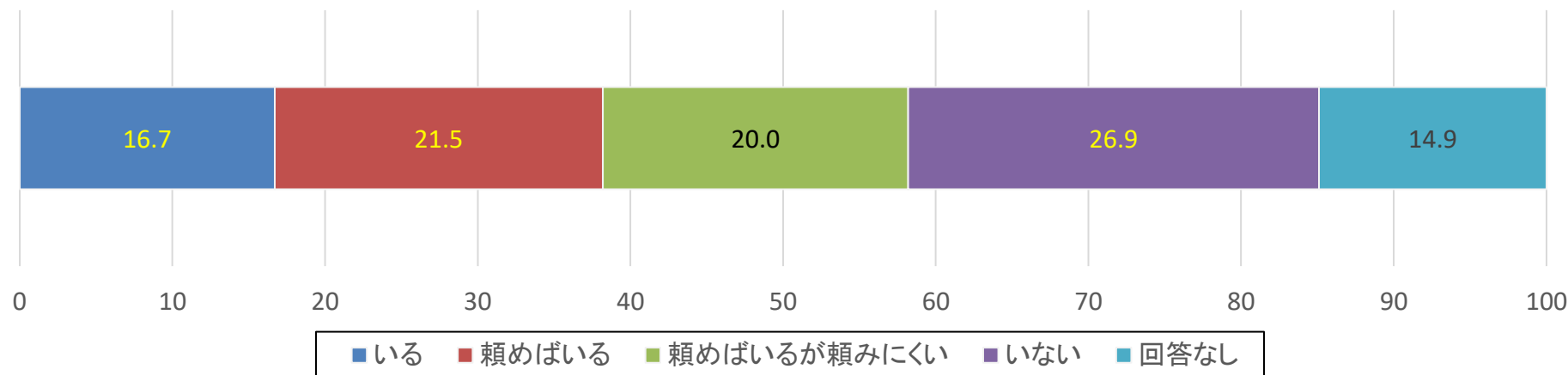
単位：%



注) 本集計はケアラー本人（448人）に対して行われている。

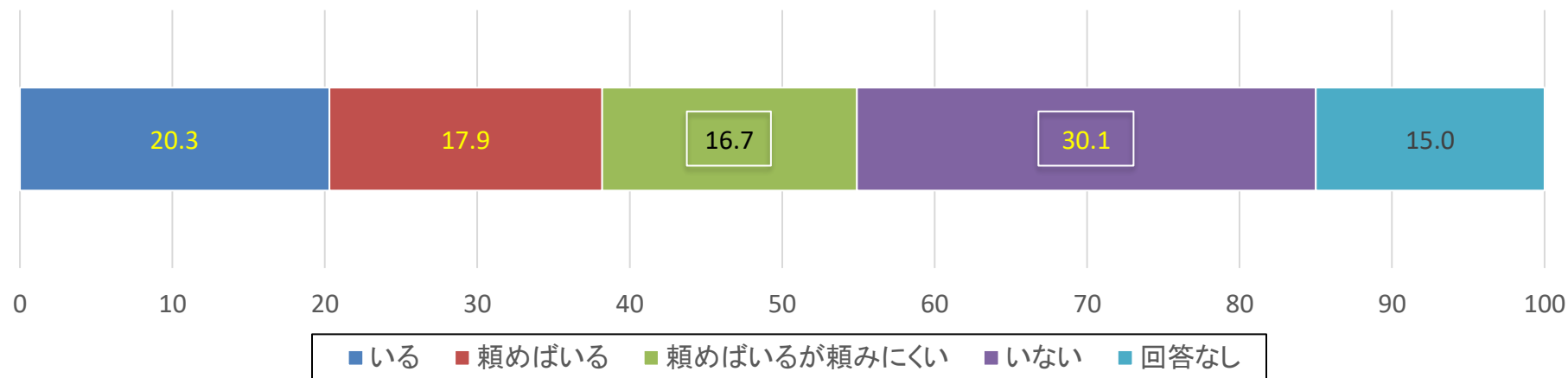
代わりにケアを担ってくれる人の有無

高齢者をケアする人；代わりにケアを担ってくれる人の有無の割合



注）本集計はケアラー本人（1,022人）に対して行われている。

障がい児者をケアする人；代わりにケアを担ってくれる人の有無の割合

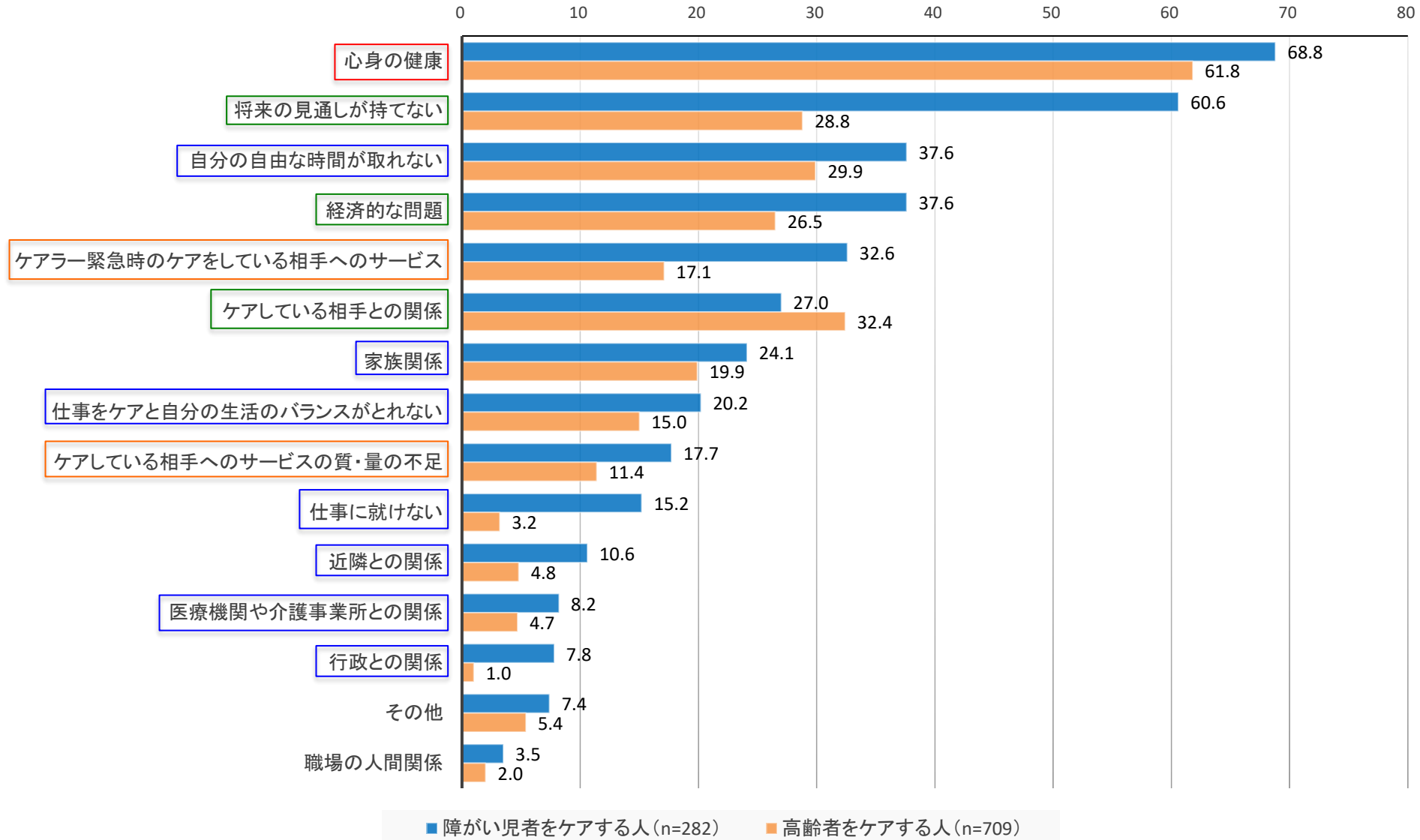


注）本集計はケアラー本人（448人）に対して行われている。

ケアラーの悩み（障害・高齢）

単位：％

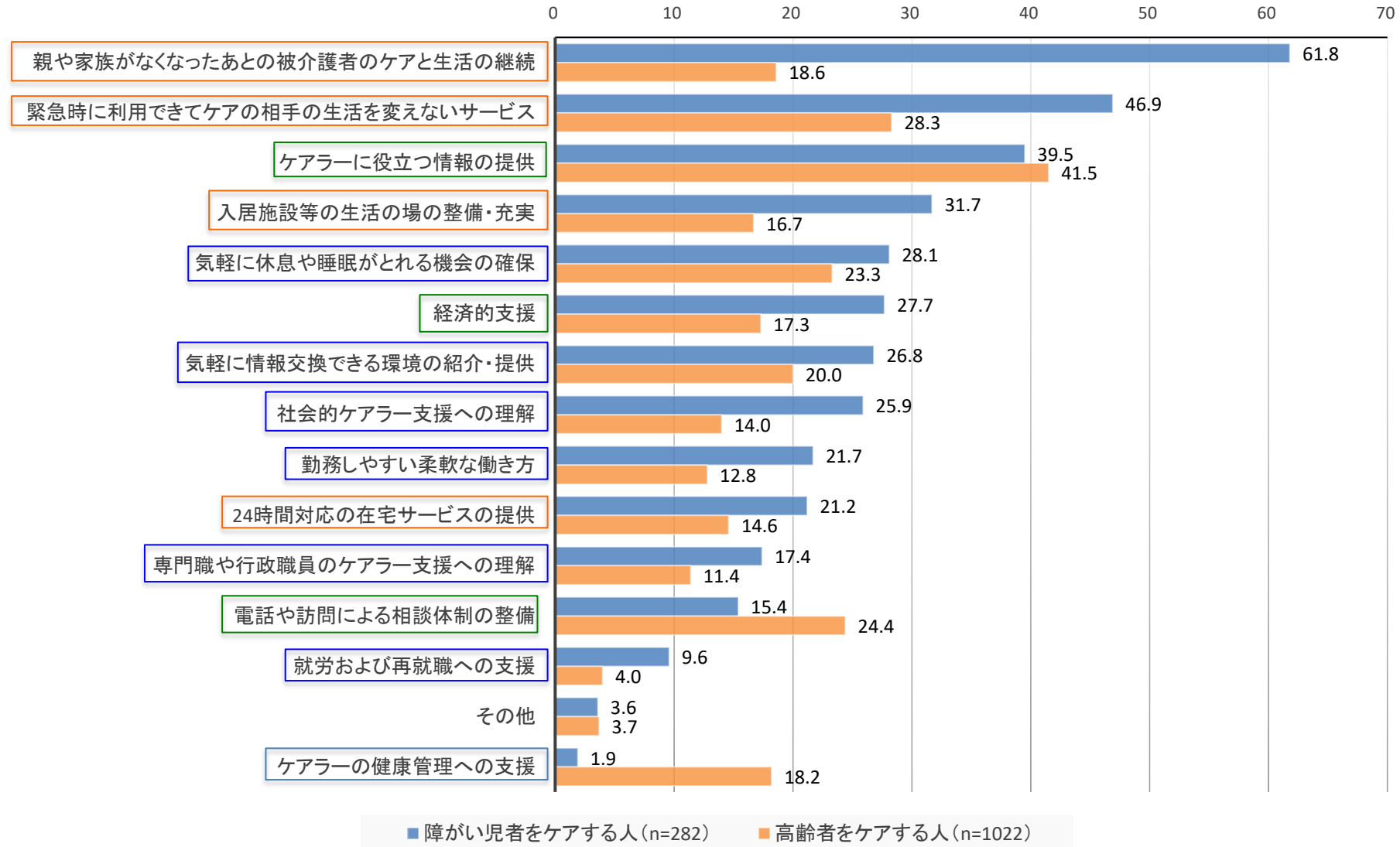
ケアラーの生活や人生に関する悩み（複数回答）



ケアラーが必要と考える支援（障害・高齢）

ケアラーが必要とする支援（複数回答）

単位：％



働きながら介護をしている人/辞めた人

○「介護をしている人」627万6千人

・女性395万5千人 男性232万1千人

うち、40代・50代が約4割。有業者
340万3千人、無業者281万3千人

・介護をしている人の有業率は、男女
ともに、介護をしていない人より低い。

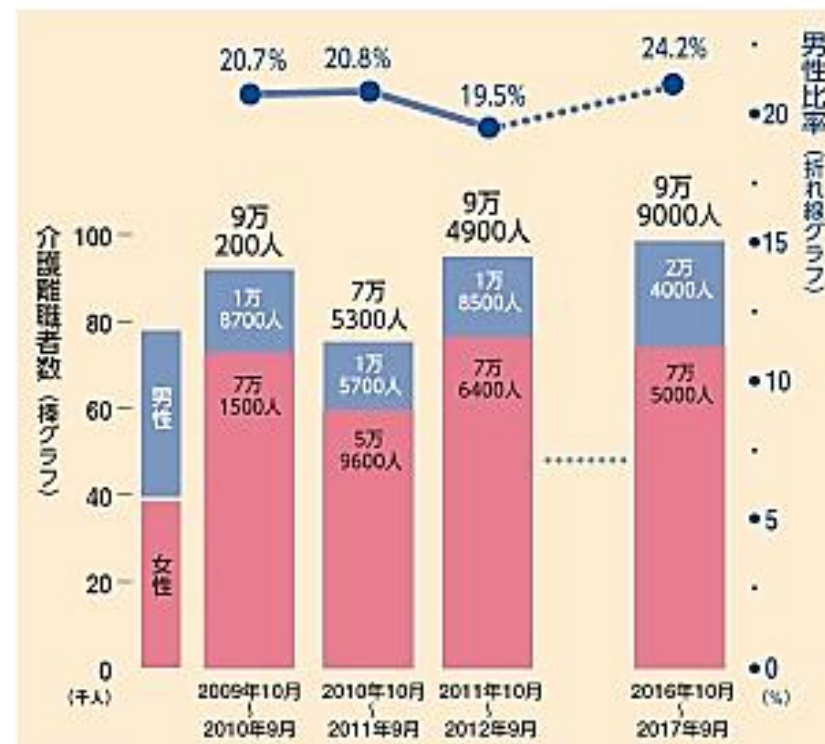
・30歳未満の介護者は約21万人。

うち、有業者13万6千人、無業者7
万人4千人（うち、通学3万8千人）

・15から19歳の介護者は3万7千人

（毎日新聞2020.3.22）

○介護や看護のために仕事を辞め
る人は年間10万人



（総務省：平成29年就業構造基本調査）

働く介護者の声

(40 代女性 非正規雇用)

経済的に困窮することが介護者のもっとも 恐れていること。欧米のように介護者への給付がほしい。介護とフルタイムの仕事を両立するなど本来は無理なこと。これだけ介護離職が続く原因は無理だからである。(中略) 看てもらっている人の人権はあるが、**介護者の人権(生存権)がない**のが今の日本の介護制度である。

そして、介護離職者が介護が終わったときにいままで関わっていた専門職との縁も切れ、親の年金で過ごしていた分、社会復帰への支援がないため、生活保護になるか、別の悲しい結果に追いつめられるということになる。これでは悲しい事件があとを絶たない。介護が終わった介護者への**社会復帰への道筋**も制度として作るべきと考えます。

(NPO 法人介護者サポート ネットワークセンター・アラジン提供)

ダブルケアをしている人

●ダブルケアとは

- ・狭義：育児と介護の同時進行状態を表すことば
- ・広義：家族や親族等、親密な関係における複数のケアやそのなかで複合的な課題をかかえ、複合的な負担と責任を伴う状態

(出所：相馬・山下「ダブルケア(ケアの複合化)『医療と社会』2017年6月」)

○育児と介護：ソニー生命・相馬・山下(大学生以下の子を持つ人)2017年
現在直面中＋過去に経験 ＋ 数年先の直面＝13.5%

○負担感：

精神的にしんどい 59.4%(女性73.1%)/体力的にしんどい 55.8%(65.7%)
経済的負担 47.1%(44.8%)/子どもの世話を十分にできない51.4%(52.2%)
親・義理の親の世話を十分にできない47.8%(47.1%)
遠距離の世話27.5%(32.8%)/きょうだいや親戚間での認識のズレ19.6%
(26.9%)

(出所：「ダブルケアに関する調査2017」第7弾ダブルケア実態調査)

ダブルケアラーとヤングケアラー

- ダブルケア生活の過酷さは、実際に経験してみないと分からないことばかりです（実母介護、子ども3人）。
- 子どもの小学校入学時に、認知症の義母と夫の実家で同居を始めました。義母はすでに嫁と孫の区別がつかず、夜になると主人が帰宅するまで、私と子どもをどなり続けていました。しばらくして子どもの心身にストレス症状が出始め、義母の施設入所に踏み切りました。（中略）たくさんの方々に支えられスクールカウンセラーにも助けられ感謝しています。人によって優先順位はさまざまですが、母親として一番守りたいものを守るための強さが必要だと思いました。

（出所：ダブルケアラーの声を集めた もっと！ハッピーケアノート、一般社団法人ダブルケアサポート編、2020年6月1日）

重度心身障害児の親の声

- 児玉真美『私たちはふつうに老いることができない 高齢化する障害者家族』大月書店、2020年
- 母親40人インタビュー:もうしてやれないことが増えていく、自分がケアを担えなくなった後の子の生活について「考えられない」という。地域の施設や介護事業所等の受け皿も人手も不足し、家族支援が圧倒的に足りないことを痛感しているので、**先を見通せない(第1義的責任は家族→それを前提とした社会資源)**。
- 老いへの戸惑いや苦悩は言語化されてこなかった:母親は、周囲の目(介護役割・療育機能)を内面化し、苦しいと感じる自分を「母親なのに」と責め、追いつめていった。
- 「障害のある子の親」が、1人の生身の人間としての言葉を取り戻すには、耳を傾け、受け止めてくれる人が必要。

きょうだいからのメッセージ

- 障がいのある人のきょうだいを“きょうだい”と書きます。
- “きょうだい”は、たとえ親でも辛い事などとは言えないことが多いのです。我慢して良い子を演じるのです。
- “きょうだい”は、生活体験が狭くなりがちです。
- 障がいのある人の「自立」に向けた取り組みを親のみなさんは本気で考えてください。
- いずれ“きょうだい”が親に代わって、「保護者」になることを期待されることが多いですが、それは“きょうだい”にとって大きな負担になりがちです。

○「若い お父さん お母さん へ 障がいのある人の
“きょうだい”の ホンネ」全国障害者とともに歩む兄弟姉
妹の会（全国きょうだい会）

コロナ下のケアラーは困っている

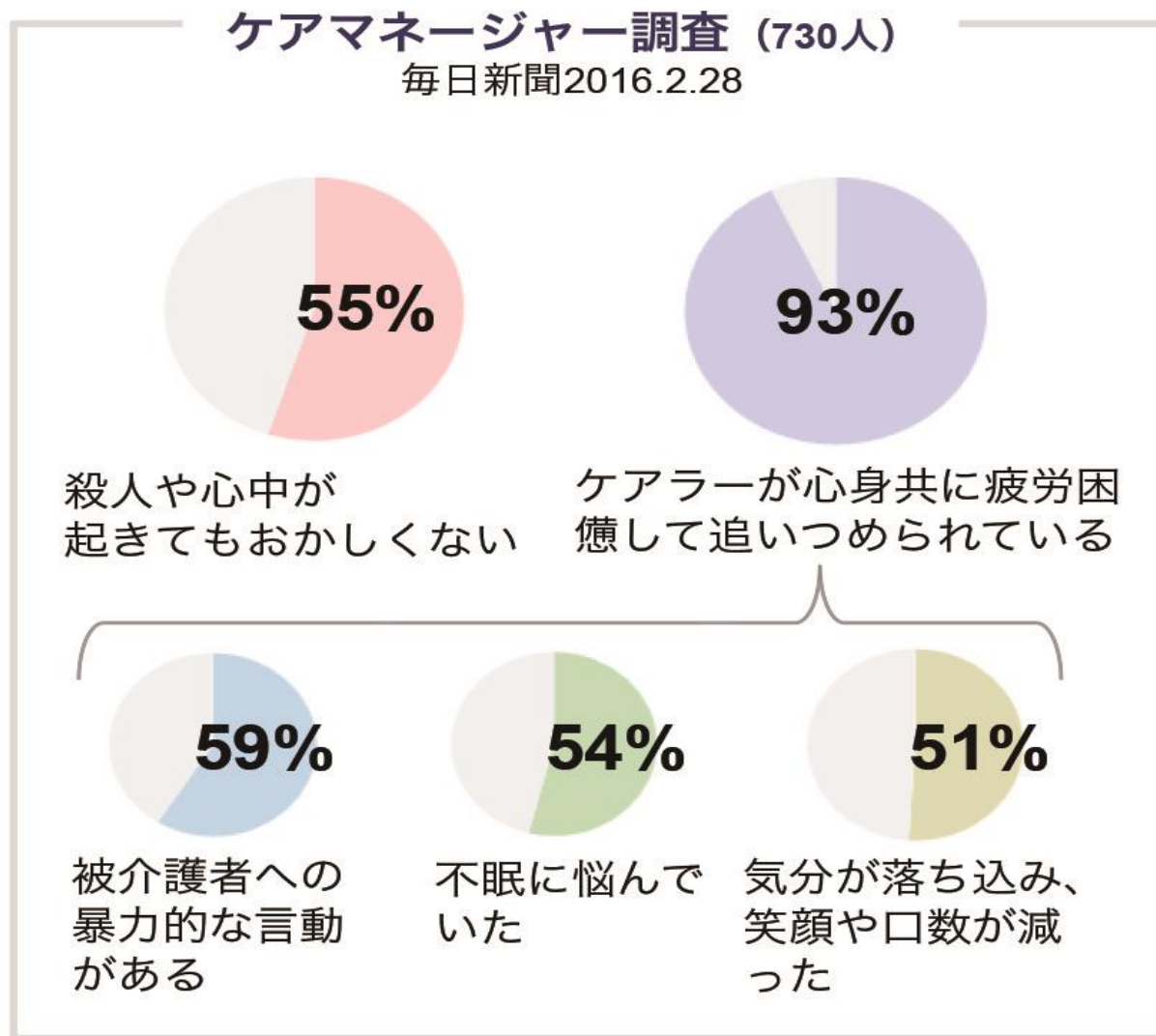
～より厳しいコロナ下のケアラー～

- 日本ケアラー連盟「新型コロナウイルス感染拡大とケアラーに関する緊急アンケート」調査の結果より
 - ・ 2020.3.21～3.30、WEBアンケート、回答381名、40・50代多い
 - ・ ケアラーは、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが最も高い人びとをケアしている
- ケアラーが感染隔離や濃厚接触者になった場合に代替りの介護者が確保できているのはわずか **9%**

憎しみや虐待の増加

- 憎しみ 3人に1人(連合調査、1994年・2014年)
- 虐待は傾向として増加 (厚労省調査、2020年度)
 - 被虐待者 4人に3人は女性 認知症の症状
 - 加害者 約4割は息子 2割強は夫 2割弱が娘
- 虐待の発生要因(複数回答)
 - ・虐待者の要因
 - 性格や人格(に基づく言動) 57.9%
 - 介護疲れ・介護ストレス 50.0%
 - 被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係 46.5%
 - 精神状態が安定していない 46.1%
 - 理解力の不足や低下 43.1% / 知識や情報の不足 42.6%
 - 介護力の低下や不足 40.0% / 障害・疾病 34.3%
 - 孤立・補助介護者の不在等 31.0%
 - ・被虐待者の状況
 - 認知症の症状 52.9%
 - 身体的自立度の低さ 39.9%
 - ・家庭の要因
 - 経済的困窮(経済的問題) 31.2%

増える介護殺人・心中 (1ヵ月に3.6件)



埼玉県内の介護殺人

○老老介護の場合、子どもに迷惑をかけたくない、自分が亡き後妻はどうなるのかなどの心配もあるようです(新聞報道による)。ハイリスクの在宅介護も。

- ・2009年: 77歳の夫が「介護に疲れた」と73歳の妻を殺害(さいたま市浦和区、2人暮らし)
- ・2009年: 70歳の夫が「いうこと聞かなかったの」と73歳の認知症の妻を殴って殺害(さいたま市南区、44歳の息子と3人暮らし)
- ・2009年: 40歳代の息子が「変わり果てる母を見ていられなかった」と70歳代の母を絞殺(川口市、2人暮らし)
- ・2015年: 47歳の娘が81歳の認知症の母を殺害し74歳の父の自殺を手助け(深谷市、3人暮らし)
- ・2016年: 83歳の夫が「認知症の妻の介護に疲れ無理心中」を図と77歳の妻を殺害(小川町、2人暮らし)
- ・2016年: 87歳の夫が「介護に疲れた」と85歳の妻を窒息死(坂戸市、2人暮らし)
- ・2019年: 67歳の父親が精神科の通院歴のある31歳の長男を絞殺した疑い、無理心中の可能性も(さいたま市浦和区、夫婦と息子の3人暮らし)
- ・2019年: 40歳の息子が「介護に疲れた」と71歳の母親を殴り殺す(狭山市、同居)
- ・2020年: 26歳の娘が「介護に疲れた」と60歳の母親の首を絞めて殺害(さいたま市)

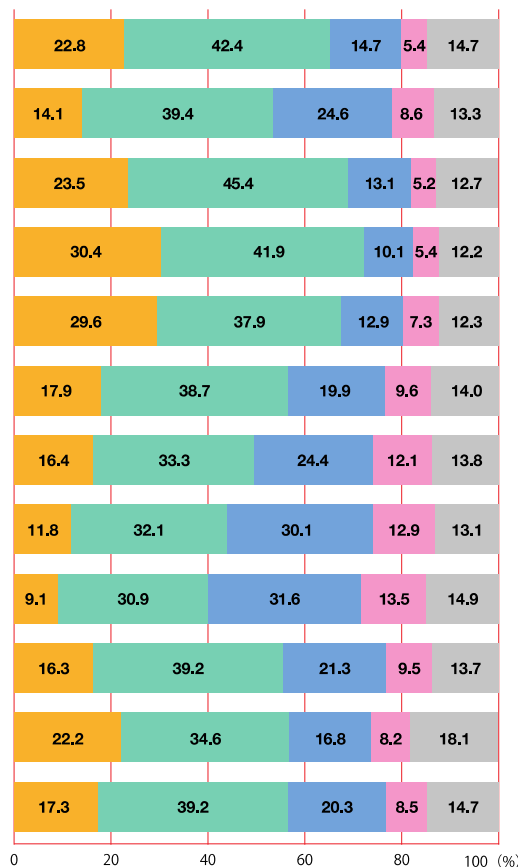
【参考】ケアラー自身がほしい支援

ケアラー自身がほしい支援 (2010年度ケアラー調査／回答者1,734人)

とてもほしい まあまあほしい あまりほしくない 全くほしくない 無回答

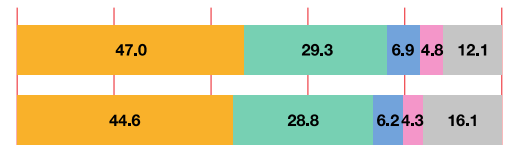
《ケアラーへの直接支援策》

1. ケアの悩みに気づいてもらえる機会
2. 電話や訪問による相談
3. 定期的な情報提供サービス
4. 気軽に休息や休養がとれる機会
5. リフレッシュの旅行ができる時間
6. ケアラーの定期健診や健康手帳
7. カウンセリング
8. ケアラーが集まり気楽に話せる場所
9. 家族やケアラー同士の自助グループ
10. ケアの技術が学べる研修
11. ケアを担う児童や若者への支援
12. 必要な支援を明らかにする面談



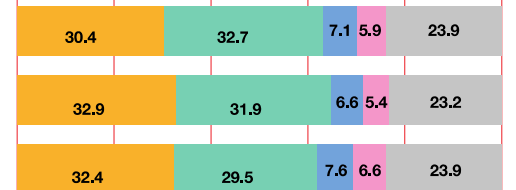
《経済的支援策》

13. 在宅介護者手当
14. 年金受給要件に介護期間を考慮



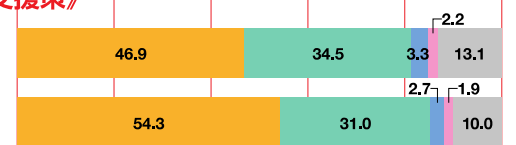
《仕事と介護の両立支援策》

15. ケアを踏まえた勤務体制づくり
16. 介護休業制度の普及と利用の促進
17. ケアによる離職後の再就職の支援



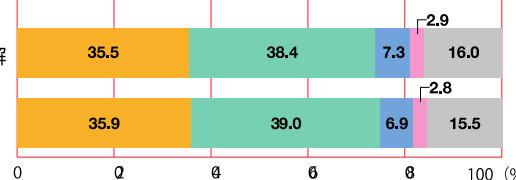
《ケアをしている相手への直接支援策》

18. 要介護者へのサービスや制度の充実
19. 本人緊急時の要介護者へのサービス



《ケアラーへの理解》

20. 専門職や行政職員のケアラーへの理解
21. 地域や職場等のケアラーへの理解



出所：NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン、平成22年度老人保健推進費等補助金老人保健健康増進等事業
『ケアラーを支えるために 家族(世帯)を中心とした多様な介護者の実態と必要な支援に関する調査研究事業報告書』平成23(2011)年3月

4. ヤングケアラーの実態～埼玉県調査を中心に

ケアラーの存在率(世話をしている家族の有無) ヤングケアラー・若者ケアラー

厚生労働省調査(2020～2022年)

小学校6年生(調査数9,759) 6.5%

中学2年生(調査数5,558) 5.7%

全日制高校2年生(調査数7,407) 4.1%

定時制高校2年生相当(調査数364) 8.5%

通信制高校生(調査数445) 11.0%

大学3年生(調査数9,679) 6.2%

* 大学生は、「現在はいないが、過去にいた」人4.0%
は含んでいない

出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング(中高生)、日本総研(小学生、大学生)

* 調査の実施時期、実施方法が異なるため、単純な比較は難しい事に留意

埼玉県ヤングケアラー実態調査(高校2年生)

○25人に1人がヤングケアラー

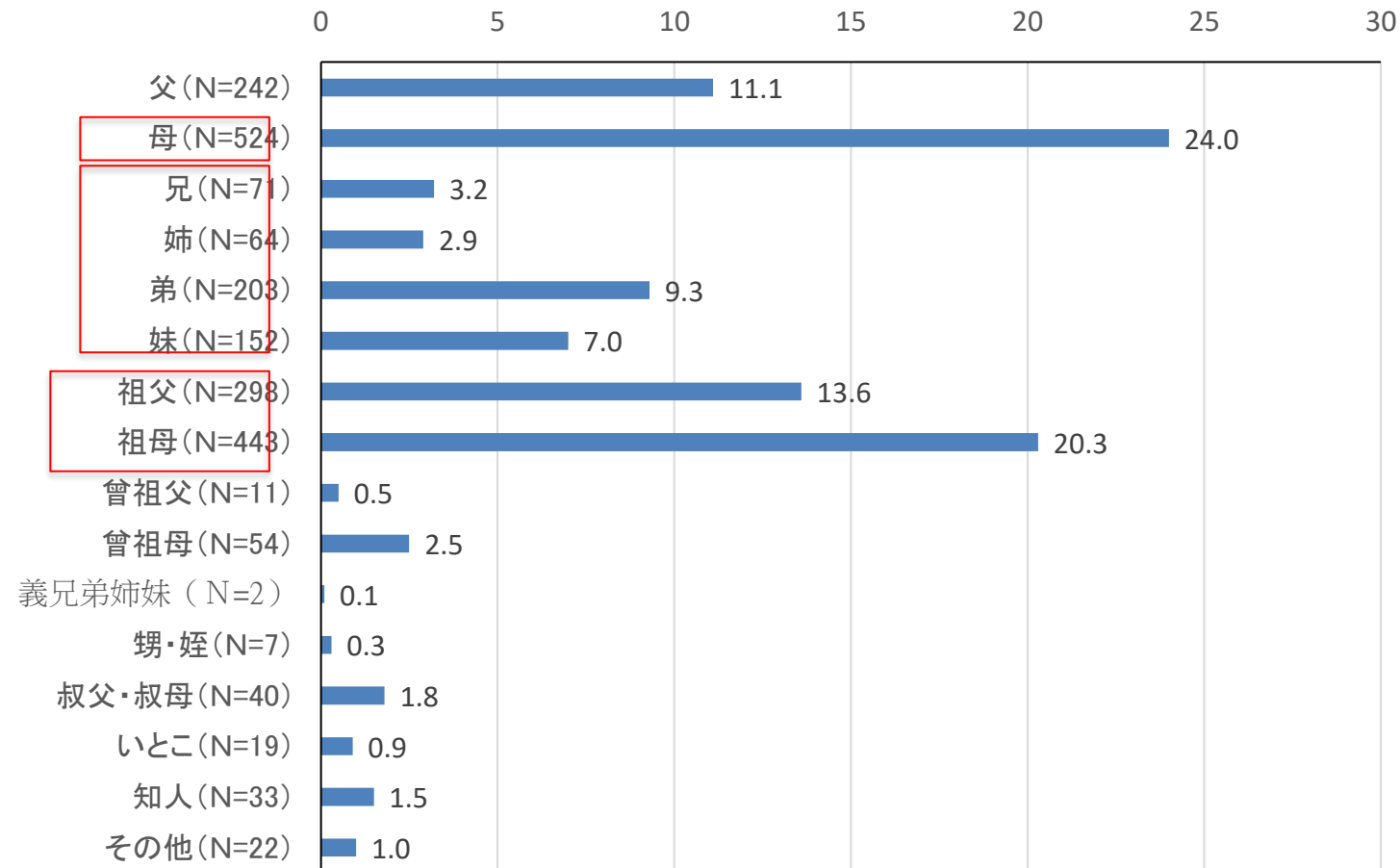
現在または過去に「家族に代わって洗濯や料理などの家事をしている」、「身の回りの世話をしている」など10の項目をあげ、「ヤングケアラー」に当たるかどうか尋ねたところ、**4.1%**(1969人)が該当することが分かった。
(ケアの相手が幼いという理由のみでケアをしている人608人、**1.3%**を含むと**5.4%**)

- うち、女性は約**6**割、男性は約**4**割。
- 複数の家族をケアしている生徒は、約**2**割。
- 世話をしている相手は、
母親が24.0%、祖母が20.3%、祖父が13.6%

- 被介護者(N=2,185)の、ヤングケアラーとの関係(続柄)をみると、「母」(N=524)が24.0%と最も高く、次いで「祖母」(N=443)が20.3%、「祖父」(N=298)が13.6%、「父」(N=242)が11.1%の順であった。

図表2-1. 被介護者の続柄(複数回答)

単位: %



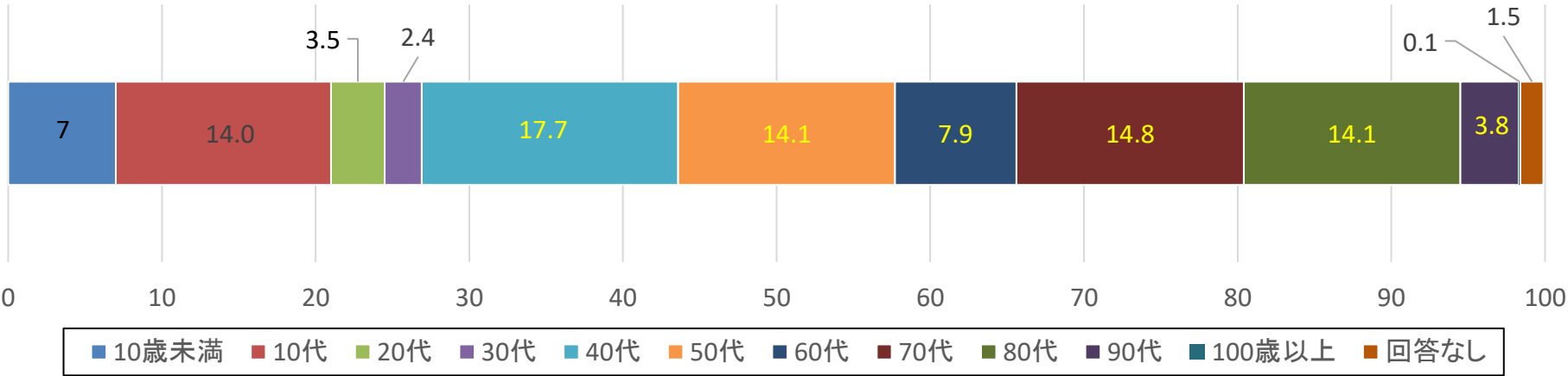
注)本集計は被介護者数(2,185人)に対して行っている。

被介護者の年齢

埼玉県高校2年生

- 「40代」が16.7%と最も高く、次いで「70代」14.8%、「50代」「80代」14.1%

図表2-2. 被介護者の年齢分布の割合



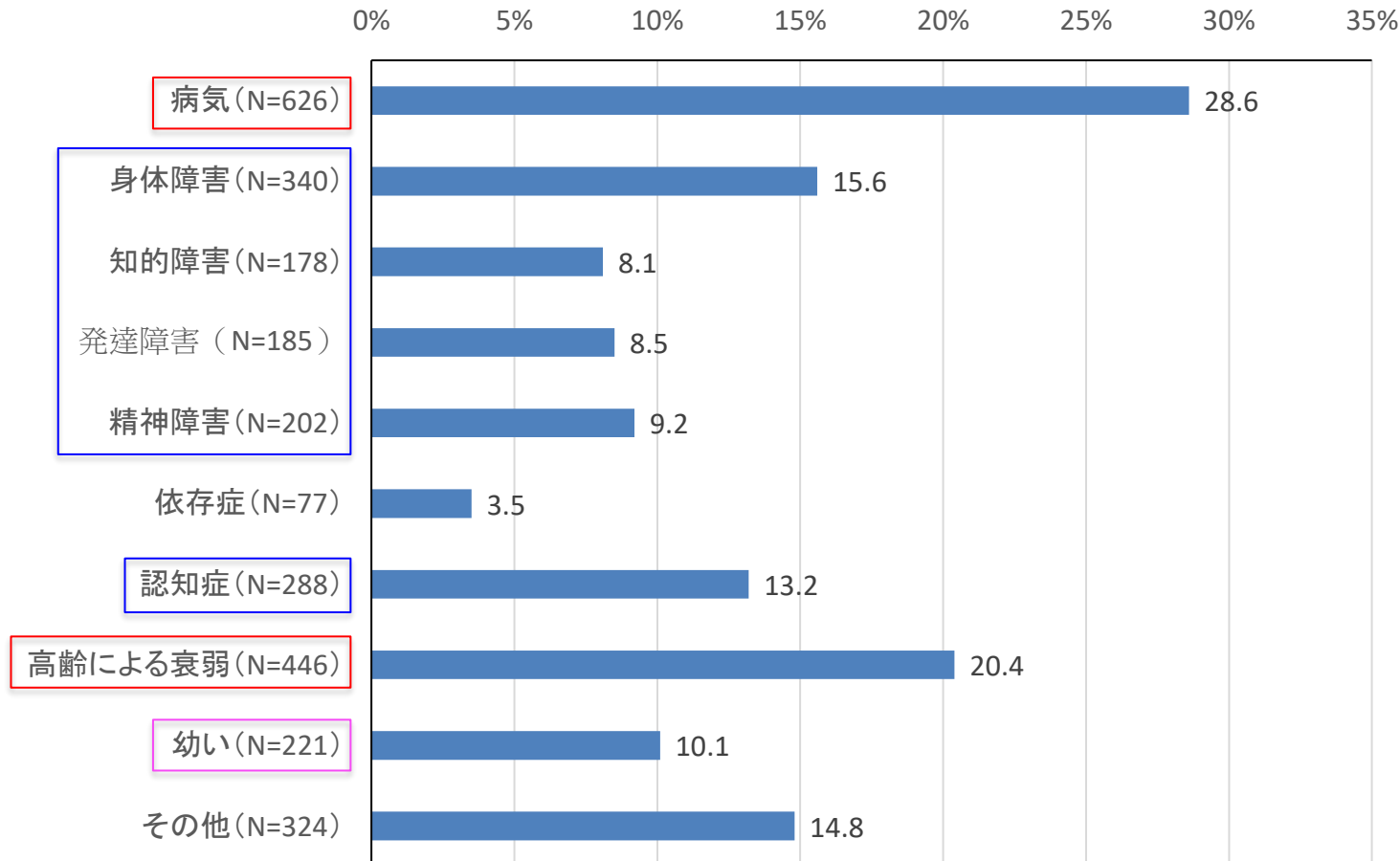
	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	回答なし
被介護者数 (N=2185)	154	305	77	53	365	308	172	324	308	84	3	32
割合 (%)	7.0	14.0	3.5	2.4	16.7	14.1	7.9	14.8	14.1	3.8	0.1	1.5

注)本集計は被介護者数(2,185人)に対して行っている。

- 「病気」が28.6%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」20.4%、「身体障害」15.6%、「その他」14.8%

図表2-3. 介護が必要になった主な原因(複数回答)

単位: %



注)本集計は被介護者数(2,185人)に対して行っている。

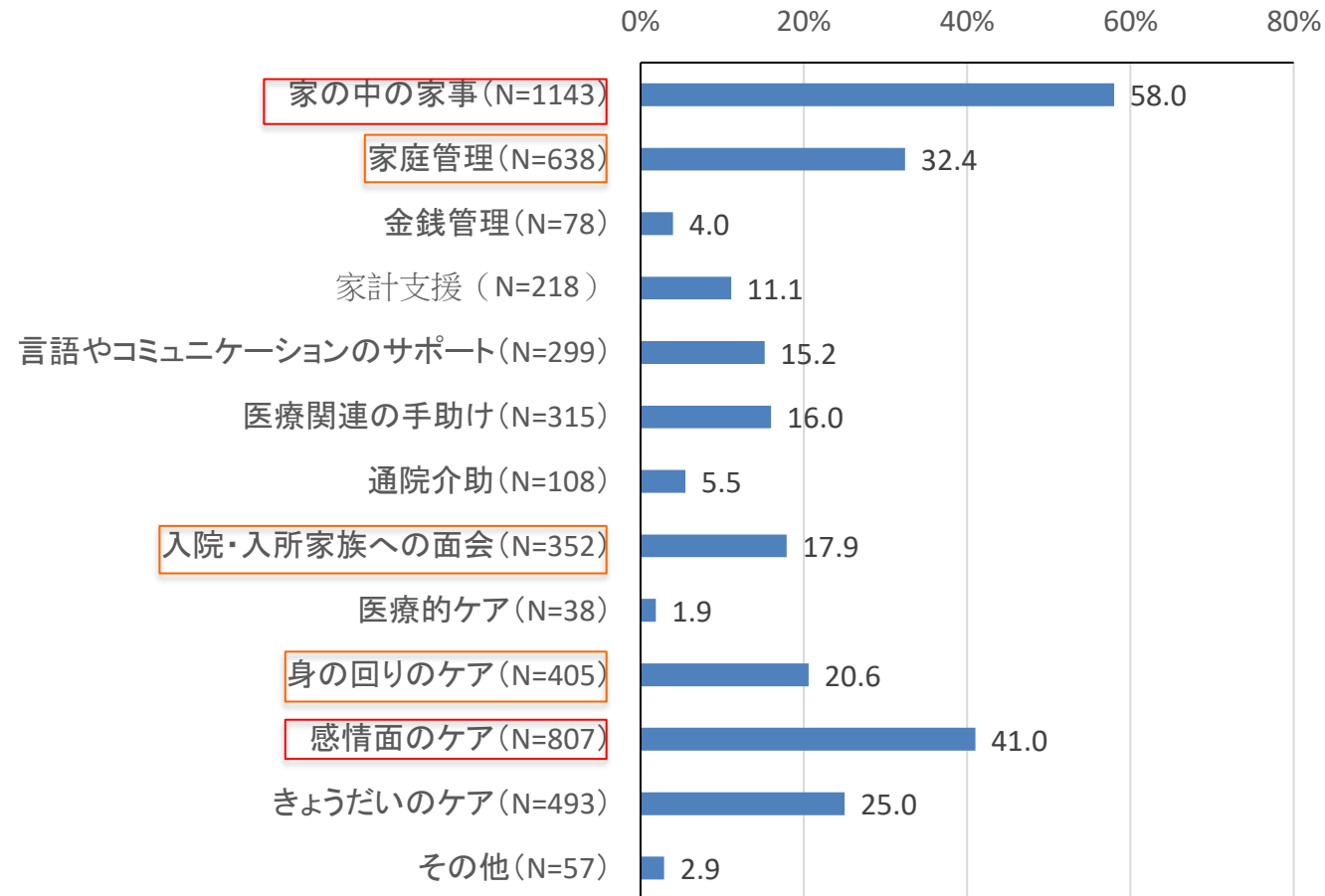
ヤングケアラーが行っているケアの内容

埼玉県高校2年生

- 「家事(食事の用意・後片付け・洗濯・掃除など)」が58.0%と最も高く、次いで「感情面のケア(その人のそばにいる・元気づける・話しかける・見守る・外に連れ出したりするなど)」41.0%、「家庭管理(買い物・家の修理仕事・重いものを運ぶなど)」32.4%、「きょうだいのケア」25.0%。

単位: %

図表3-1. ヤングケアラーが行っているケアの内容(複数回答)



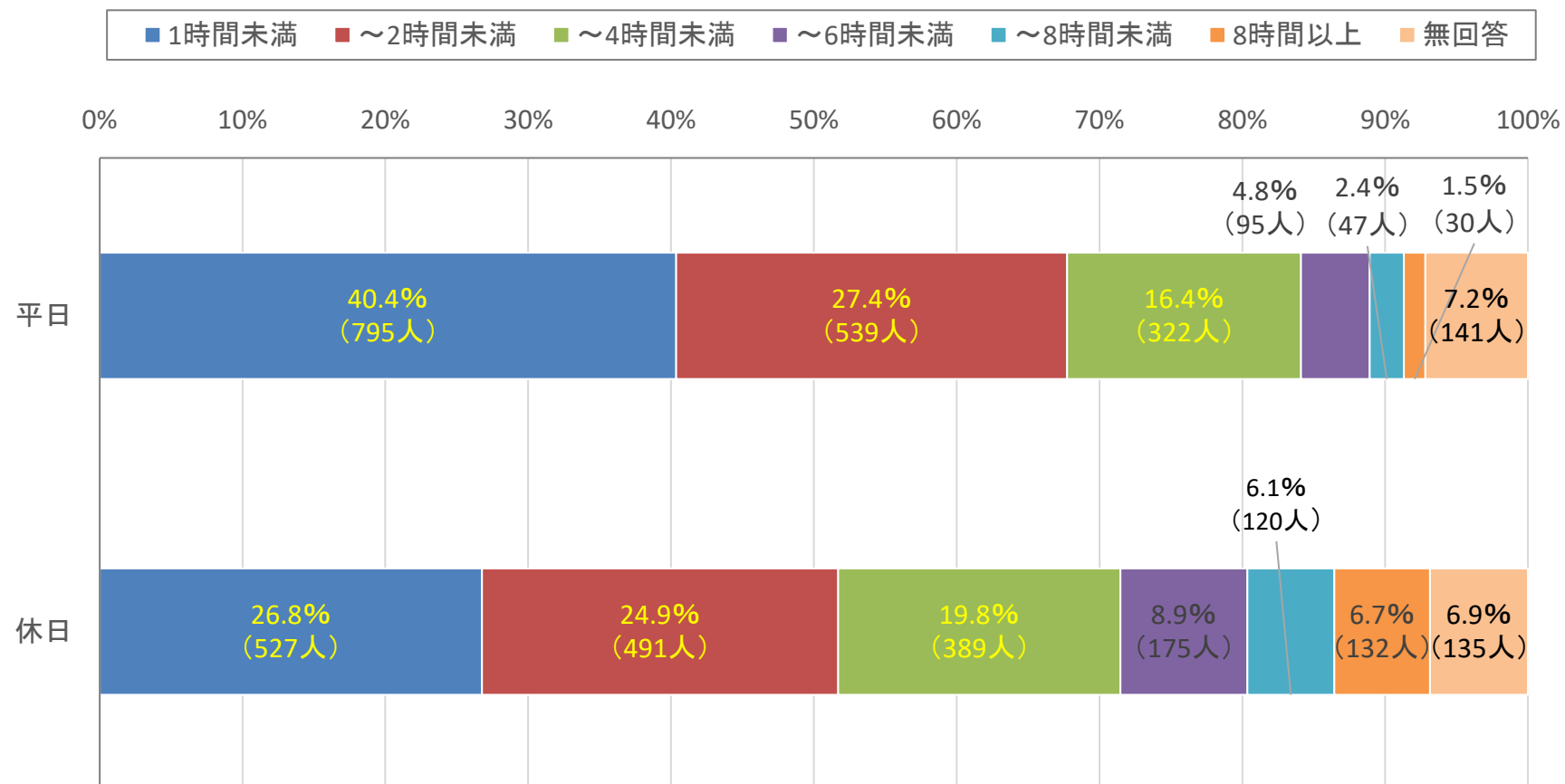
注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

ケアにかかる時間（平日・休日）

埼玉県高校2年生

- 平日は「1時間未満」が40.4%と最も高く、次いで「1時間以上2時間未満」27.4%と、2時間未満が全体の約7割を占めていた。
- 休日も平日同様、「1時間未満」が26.8%と最も高く、次いで「1時間以上2時間未満」24.9%であったが、その割合は約5割に減少しており、平日に比べると、ケアにかかる時間がより長くなっていた。

図表3-3. ケアにかかる時間の割合



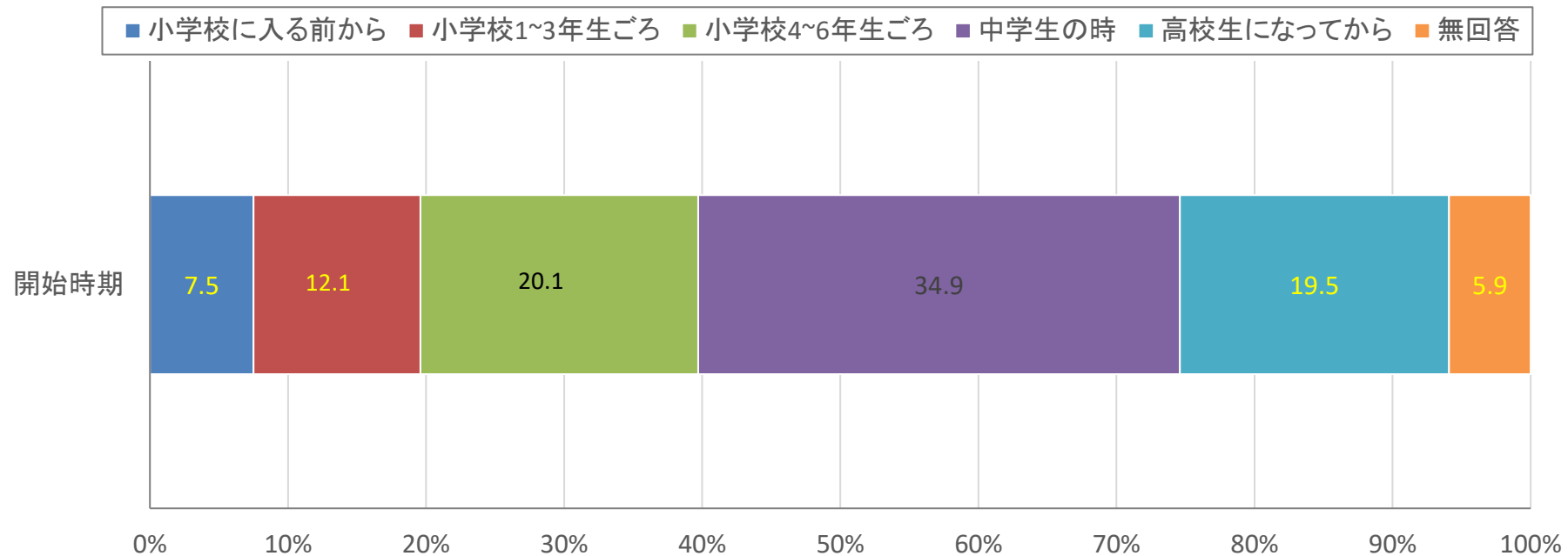
注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

ケアの開始時期

埼玉県高校2年生

- 「中学生の時」が34.9%と最も高く、次いで「小学校4~6年生ごろ」20.1%、「高校生になってから」19.5%、「小学校1~3年生ごろ」12.1%

図表3-4. ケアの開始時期の割合



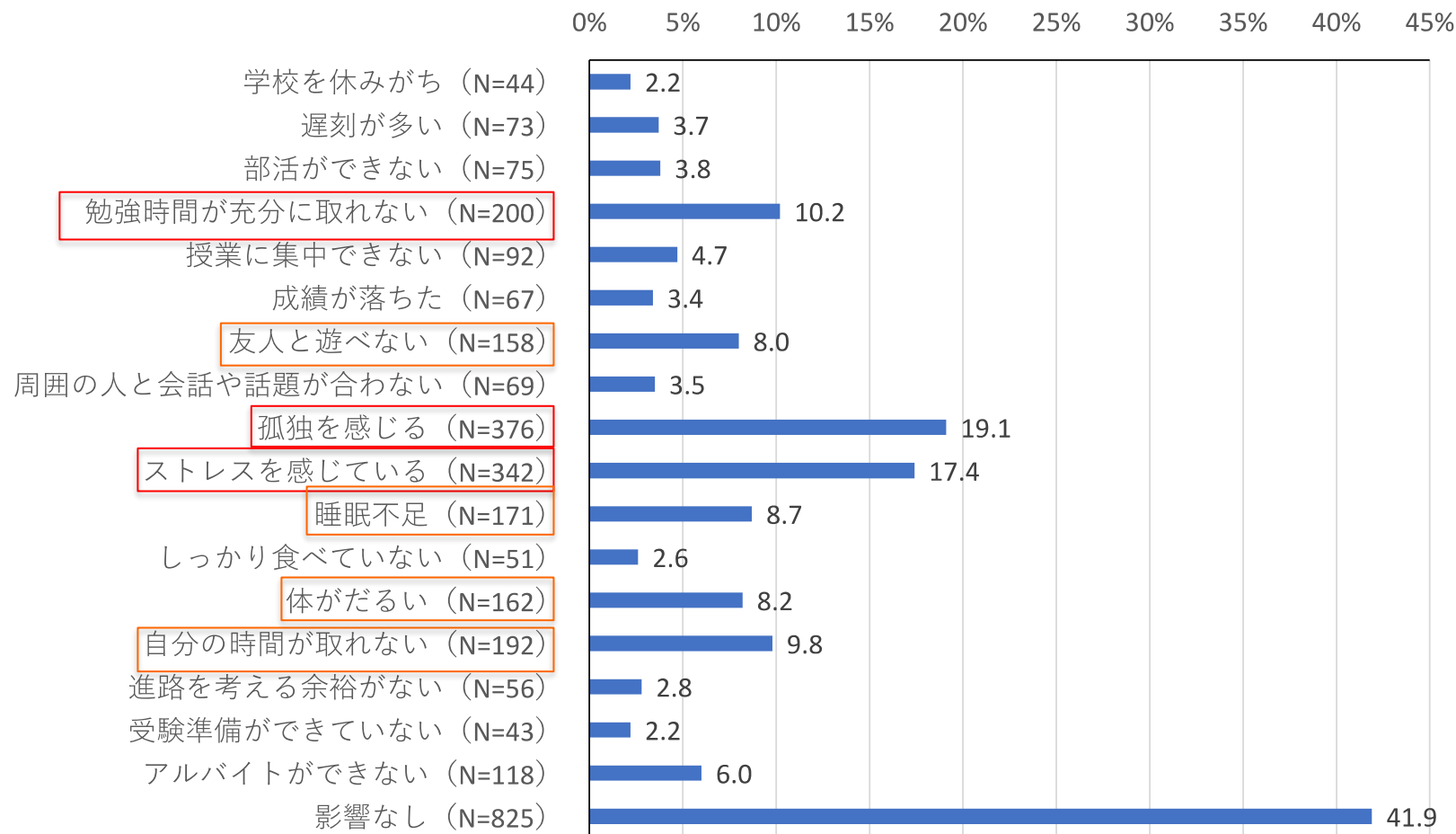
	小学校に入る前から	小学校1~3年生ごろ	小学校4~6年生ごろ	中学生の時	高校生になってから	無回答
ヤングケアラー総数 (N=1,969)	148	238	395	688	383	117
割合 (%)	7.5	12.1	20.1	34.9	19.5	5.9

注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

- 学校生活への影響（N=1,969）をみると、「影響なし」（N=825）が41.9%と最も高く、次いで「孤独を感じる」（N=376）19.1%、「ストレスを感じている」（N=342）17.4%、「勉強時間が充分に取れない」（N=200）10.2%の順であった。

図表4-1. 学校生活への影響(複数回答)

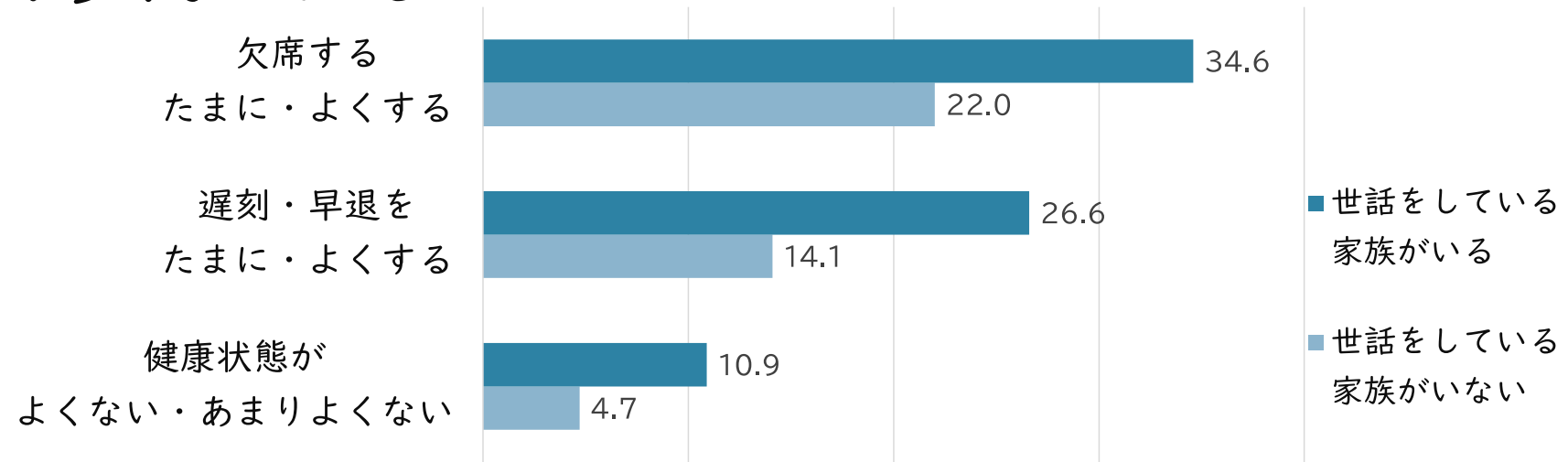
単位：%



注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

学校生活への影響（中高生）

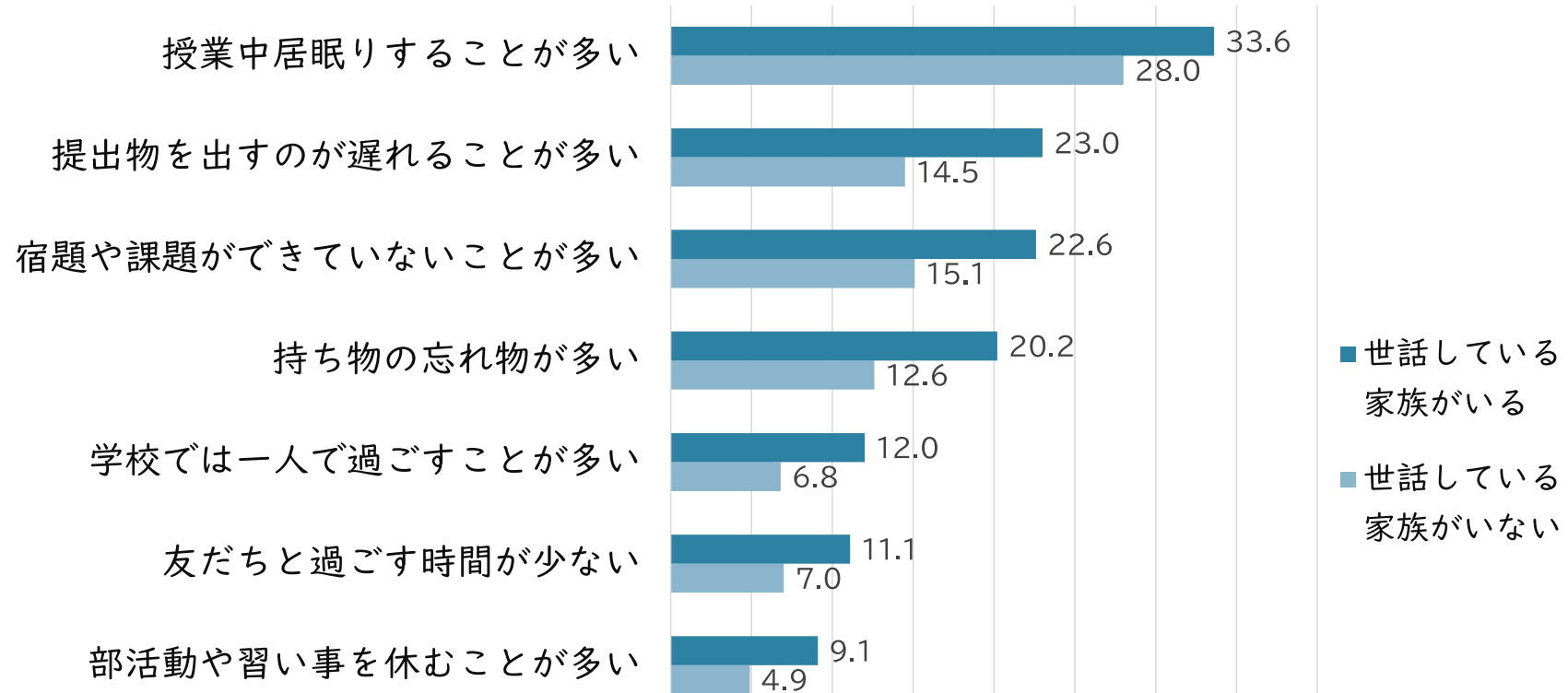
中高生でも、ケアをしていない生徒に比べて、欠席や遅刻・早退が多くなっている



（三菱UFJリサーチ&コンサルティングヤング：ヤングケアラーの実態に関する調査研究 2021 より作成）

©一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト

学校生活への影響（中高生）



（三菱UFJリサーチ＆コンサルティングヤング：ヤングケアラーの実態に関する調査研究 2021 より作成）

©一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト

ヤングケアラーの孤独・孤立 (ケアについて話せる人)

- 全国調査：世話について相談した経験
ある21.6% ない67.7%（「ない」の理由→
「誰かに相談するほどの悩みではない」74.5%
「相談しても状況が変わるとは思わない」24.1%）
- 埼玉県調査：ケアに関する悩みや不満を話せる
人の有無 いる58.0%、いない25.4%

ケアすることで得られることも多い

- 年齢の割に生活能力、判断能力を身につけている
 - 病気や障がいについての理解が深い
 - 聞き上手、忍耐強い、思いやりがある
 - やりがいや家族との絆を感じている
-
- 学校生活に集中しづらい(学習、部活動、友人関係)
 - 身体的・精神的に疲弊し、コントロールが難しくなることもある
 - 自分の生活や健康、進路が後回しになりがちになる
 - 自分が我慢し、がんばることで家族を守ろうとすることも

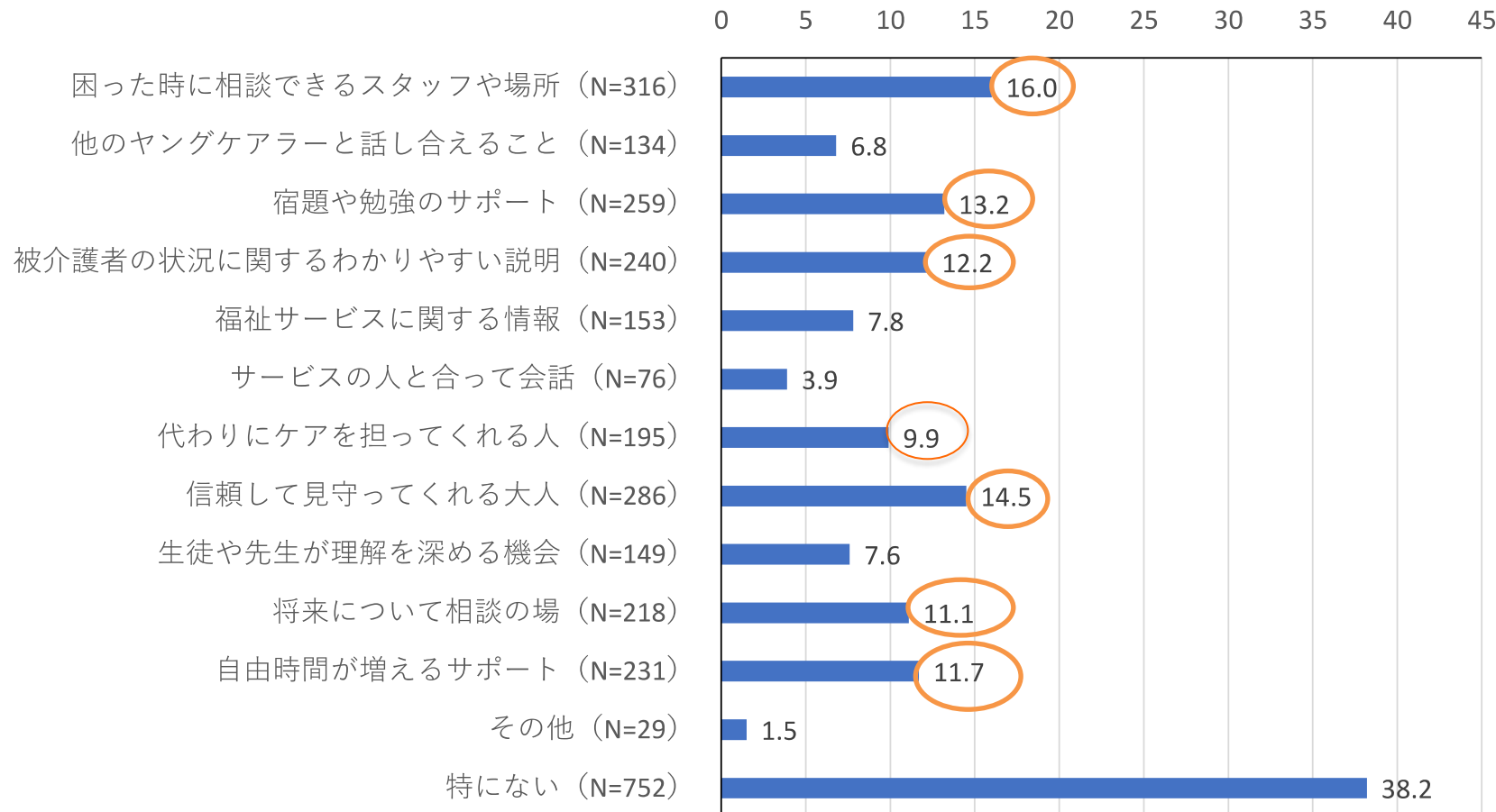
現在の生活と将来に向けて支援が必要

- ヤングケアラーは、クラスに1人から2人相談もできず、孤独・孤立を感じてしまうことがある
- 過度なケア負担は、子どもの心身の健康や学校生活、人生に悪影響を及ぼすことがある
- 人間関係や学力を身につける時間と機会を奪われることは、将来の選択へ影響する可能性が大きい

- 望むサービス(N=1,969)をみると、「特にない」(N=752)が38.2%で最も高く、次いで「困った時に相談できるスタッフや場所」(N=316)が16.0%、「信頼して見守ってくれる大人」(N=286)が14.5%、「宿題や勉強のサポート」(N=259)が13.2%の順であった。

図表5-1. ヤングケアラーが望むサービス(複数回答)

単位：％



注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行われている。

本当に影響が無いのか、 望むサービスは無いのか

- 無理をしてしまう、格好つける年頃である
何も支援をしなくてよいと考えるべきではない
- 客観的に見ると影響はあるが、日常になってしまうと気づきにくい(他の家庭の状況等と比較ができない)
- サービスの存在を知らない
サービスを使えばケア負担が軽減できる、自身の時間も持てることに思いがいたらない
(公的情報がない、ネットワークがない)

(埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議等より)

若者ケアラーの現状 進学に影響がある

大学進学に際し苦労したこと(大学3年生)

- 学費等の制約や経済的な不安があった 26.7%
- 受験勉強する時間がとれなかった 21.6%
- 実家から通える範囲等の通学面の制約があった 13.1%
- 進学するか働くか迷った 12.2%
- 家族等から世話を優先するよう求められた 10.7%
- * 特にない 48.0%

(日本総合研究所:ヤングケアラーの実態に関する調査研究 2022)

就職に際し、制約を感じている

就職に関する不安(大学3年生)

- 正社員として就職できるか不安がある 13.9%
- 通勤できる地域に限られる 13.4%
- 休まず働けるか不安がある 11.4%
- 就職先について考える時間がない 7.8%
- 働ける時間帯に限られる10.7%
- * 特にない 54.9%

(日本総合研究所:ヤングケアラーの実態に関する調査研究 2022)

○ケアをしている相手

大学生の場合、約半数が祖父母、約2割が複数人をケア

（森田久美子「ケアと共に学ぶこと—『ケアを担う若者調査』の結果より」

鴨台社会福祉学論集25、2016）

20代の場合、約6割が祖父母を介護

○就労の状況

・就業している20代の介護者のうち、非正規職員のものは46.4%

（労働政策研究・研修機構『労働政策研究報告書No,170 仕事と介護の
両立』2015）

・高齢者虐待をした30歳未満の養護者のうち、就労なしは59.4%

（日本高齢者虐待防止学会他『養護者の高齢者虐待に至る背景要因と専門
職支援の実態・課題』2013）

○学生生活について

・学生介護者のうち、学校生活に困難（退学の心配を含む）
がある **約2割**

（森田久美子「ケアと共に学ぶこと―『ケアを担う若者調査』の結果より」2016）

○健康状態

20代の介護者のうち、
介護による肉体的疲労がある **59.7%**
介護による精神的ストレスがある **39.5%**

（労働政策研究・研修機構『労働政策研究報告書No,170 仕事と介護の両立』
2015）

【あるヤングケアラーの語り 1】本人への支援策なし

- ・家族構成：祖母、母、本人
- ・16歳から23歳まで、認知症の祖母を介護
- ・ぼくは祖母の介護とひきかえに、友だち、学業、仕事
そして時間を失った。
- ・ほんとうは自分を理解してくれるひとがほしかった。
「だれか、助けて」と叫びたかった。
- ・看とったあと、まわりからは「おばあちゃんは、孫に介護して
もらって幸せだったね」と言われたが、ぼくがほんとうに欲し
かったのは、ぼくと祖母の幸せが両立できる生活だった。

※一般社団法人日本ケアラー連盟インタビュー調査結果より

どのような手助けや支援があれば良かった と思いますか

- 一般的に考えて正直にいいますと、誰かに代わってもらえるなら、代わってほしかったです。
- 介護保険では、同居家族がいるかいないかで使えるサービスが異なっています。
- 介護者が働いていても、子どもであっても、同居家族に違いはなく、家事援助の範囲などが制限されます。それはある意味、不平等ではないかと感じています。
- 10代で介護・家事をする私を支えてくれるサービスはありませんでした。

【あるヤングケアラーの語り2】毎日新聞 若年性認知症の父を支えた26歳 仲間に出会って和らいだ孤独感 毎日新聞 2021/7/4抜粋
<https://mainichi.jp/articles/20210701/k00/00m/040/178000c>

♡当事者団体

50歳の父が若年性認知症と診断されたのは、中学2年のときだった。父が働けなくなったことを打ち明けると、同級生は「ホームレス予備軍」とからかった。進路相談で家庭の事情を伝えても、高校の先生は「勉強できないのを親のせいにするな」と一蹴した。「誰も理解してくれない」。身の上を話すのが怖くなり、孤独を一人で抱え込んだ10代のころ。成人して参加した当事者団体で、自分がヤングケアラーと呼ばれる存在だったこと、ケア負担の重さに共感してくれる仲間がいることを知った。大学生の大橋尚也さん(26)が、いま渦中にいる子どもに伝えたいのは「君は一人じゃない」ということだ。(中略)

ヤングケアラーがいる家庭への理解や見合った支援、金銭面の援助などが必要だと感じている。

思い起こすのは、「家庭の問題」と先生に一蹴された高校時代の自分だ。ヤングケアラーが抱える悩みや苦労がもっと知られていれば、学校の対応は違った形になっていたはずだ。単にサボっていると誤解されてしまい、あの時の自分は心を閉ざしてしまったけれど、自分の置かれた状況を声を大にして訴えていれば、「まりねっこ」のような当事者団体と早くつながれたかもしれない。

政府が5月に公表した支援策では、オンラインでの当事者の集いやネット交流サービス(SNS)を使った相談体制の整備の促進も盛り込まれた。今、思う。あの頃の自分のように孤立してほしくない。支援策が実行され、もっと声を上げやすくなれば、子どもたちは未来に向けて歩き出せる

5. ケアラー・ヤングケアラー支援 がない場合の社会経済的リスク

ケアラー支援がない場合の社会経済的リスク 支援がなければ・・・

ケアラーは



自分の体調や健康を
気遣う余裕がない
心身の健康を損なう

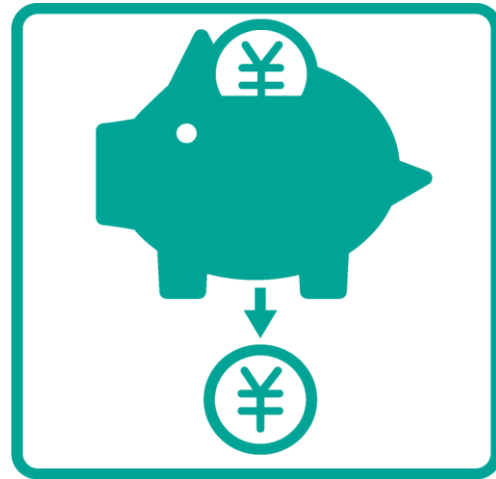
社会は



医療費・介護費用が増す

支援がなければ・・・

ケアラーは



介護費用、生活費
が増える
低所得・無収入、
低年金になる

社会は



生活保護費が増す

支援がなければ・・・

ケアラーは



離職する
失業する
ミッシングワーカーになる

社会は



労働力不足になる
税や社会保険料負担者
が減る

支援がなければ・・・

ケアラーは



結婚をためらう
パートナーが
できにくい

社会は

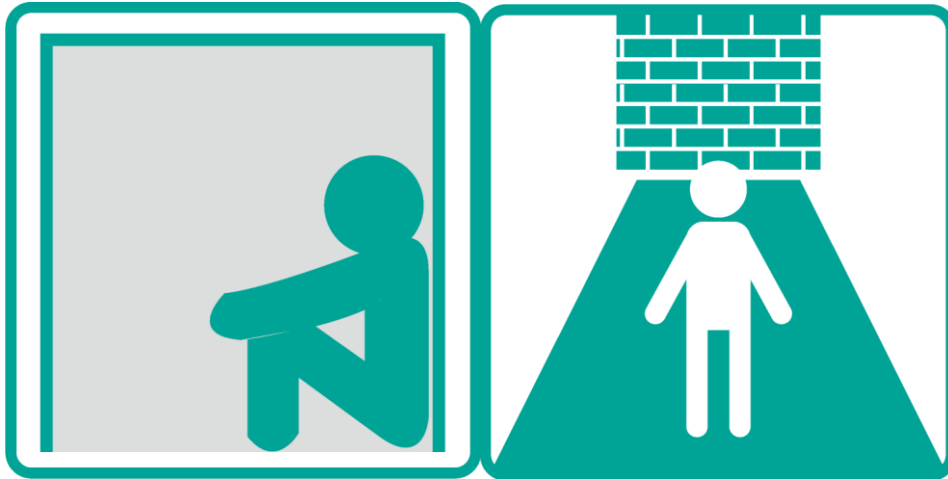


少子化がすすむ



支援がなければ・・・

ケアラーは



社会から
孤立する

自分らしい人生が
送れない、社会か
ら評価されていな
いと感じる

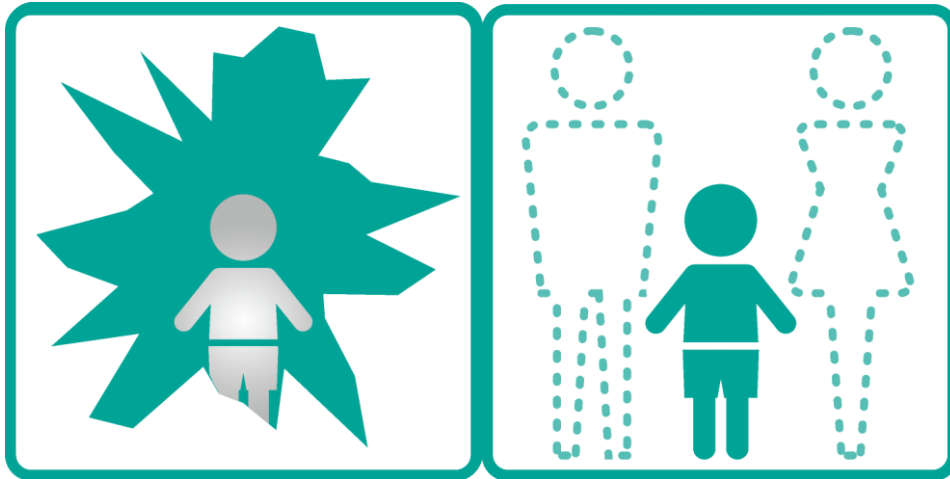
社会は



社会不安がます
社会活力が
低下する

支援がなければ・・・

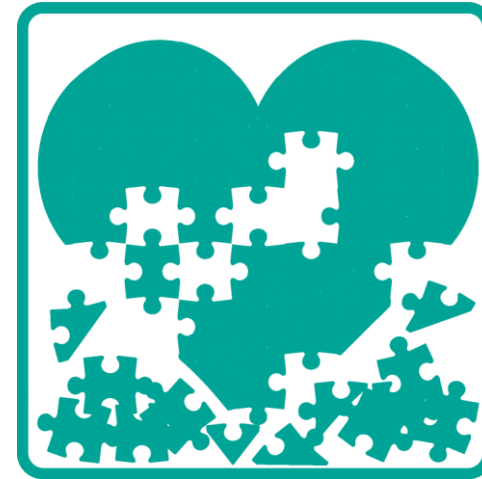
ヤングケアラーは



子どもらしい生活
をおくれない

親(大人)の
保護が受けら
れない

社会は



健やかな成長を
保障できず次世代を
育てられない

支援がなければ・・・

ヤングケアラーは



学校生活に
集中できない
教育の機会を逃している

社会は



進学ができず
望む仕事に就けない
子どもや若者が増える

支援がなければ・・・

ヤングケアラーは



自分の時間と
労力が削がれる

社会は



人生の見通しがもてない、
将来に不安を抱えた
子どもや若者が増える

6. ケアラー・ヤングケアラー支援の課題

ケアラーの特徴を踏まえた支援が必要

1. 介護は家族がするものとケアラーもまわりも思いこんでいるので、問題を抱え込み、助けてと言わない(言えない)。
2. 心身の健康を損ない、客観的にみると支援が必要であるが、日常生活となり本人がそれに気づいていないか、後回しになる。
3. 困りごとが整理できない場合も多く、誰に何を相談していいかわからず、被介護者とともに孤立している。
4. 今後の暮らしや人生に見通しがもてない。
5. ケアラーの自覚がない、気づいていない。

ヤングケアラーはなぜ見過ごされてしまうのか

ヤングケアラー本人

- 家族のことは家族でしないといけないと思っている
- 家族への忠誠心（家族が好き、家族の役に立ちたい）
- 障害や病気を持った家族のことを隠している（スティグマ、いじめ）
- 日常になっており、ヤングケアラーという自覚がない

大人、専門職、社会

- 介護は家族がするもの（家族は無償の介護力、キーパーソン）という思い込み、認識がある
- 介護は大人がしているという思い込みや、お手伝いは良いことという思い込みがある
- 子どもが相談したいと思っても、ケアをしている子どもの悩みを聞くなど、支援の人や場を用意していない。

ケアラーの4つのモデル

～埼玉県はモデル3 をめざしている

● サービス提供機関の見方 Twigg, J., & Atkin, K. (1994)より

モデル1 介護力・介護資源としてのケアラー

モデル2 協働者としてのケアラー

モデル3 クライアント(援助の対象)としてのケアラー

モデル4 ケアラーの規定を越えた「ケアラー」

● 機関は1つのモデルのみを利用するわけではない。また、医療スタッフと社会的ケアの専門職による違いも見られる

*日本はモデル1と2 少しずつ3 cf.介護保険

ケアラー支援のイメージ(相談支援の事例から)

○家庭内暴力の被害を受けながら、
家族を介護する 20 代女性への支援

●当該家庭に薬を配達している薬剤師からの相談 **発見！つなぐ！**

●家族構成:90 代祖母、60 代父、30 代長男、20 代女性本人

[スタート] **すぐ対応！**（あるある「様子を見よう」×） 本人に聞く！

- ・だれに相談してよいかわからなかった長女 → 「私がやるしかないから」
- ・祖母と父にはケアマネジャー がついて相談にのっていた
- ・長女を支援してくれる人はいない
- ・市役所やケアマネ ジャーからは、キーパーソンとしてさまざまなことを求められる
- ・大きな負担とともに孤立 を感じている状態

→家族のキーパーソンとして負担が集中している長女を支える役割が必要

出所: (千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会「中核地域生活支援センター活動白書 2016」)

[展開] 支援計画を立てる！家族全体を見る！

長女に自分自身の生活を大切にしてもらうため、まずは週に1回半日だけでも自分の時間をもつことを目標とし、中核センターは長女とともに関係者へ働きかけた。介護サービスの利用をいやがっていた祖母や父は、関係者の丁寧なかかわりによりサービス利用することになった。長男については、中核センターがつなげた精神科の受診によって高次脳機能障害であることが判明した。精神保健福祉手帳を取得し、相談支援専門員の支援のもと障害福祉サービスの利用が開始された。

[その後]

長女の介護負担は軽減され、週に1回は散歩や買い物などで自分の時間をもてるようになった。現在はこの世帯に関わる関係機関のそれぞれが、長女の状況を気かけ、相談相手となっている。その中で、徐々に負担に思っていることや困っていることを話すことができるようになってきた。表情も明るくなり、高校時代にとりこんでいたスポーツに再チャレンジしてみようかと笑えるようになった。

→ケアラー支援は人生支援：

関係機関が長女を、「介護者」ではなくひとりの女性として認識し、そのまなざしから支援することで、長女の負担はやわらいでいった。

ケアラー支援の目的

(一般社団法人日本ケアラー連盟)

1. ケアラーの人生を支援する(「よりよいケア」ではない)
2. 介護される人、する人全ての両当事者がともに尊重される
3. 無理なく介護を続けることができる環境を醸成・整備する(日常生活の支援)
4. 介護者の社会参加を保障し、学業や就業や社交、地域での活動などを続けられるようにする(人生の支援)
5. 介護者の経験と、人びとの介護者への理解と配慮がともに活かされる地域・社会をつくる

(埼玉県条例)個人として尊重され、健康で文化的な生活を営む事ができる

(イギリス2014年ケア法)地方自治体の一般的責任

: 個人のウェルビーイングを推進すること

- ・個人の尊厳(敬意を払った対応を含む)
- ・身体および精神的健康ならびに感情面のウェルビーイング
- ・虐待やネグレクトからの保護
- ・当該個人による日常生活のコントロール(当該個人に提供されるケアおよび支援、ならびにその提供方法)
- ・就労、教育、研修またはレクリエーションへの参加
- ・社会的および経済的ウェルビーイング
- ・家族や個人の関係
- ・住居の適性
- ・当該個人による社会貢献

: 個人の職務執行上の考慮(a)～(h)

(a)個人のウェルビーイングを判断するのに最適な者は本人

【参考】デンマークのケアラー憲章

ケアラーがよい生活を送るための10の条件

- 1 できるだけ介護を始める前と同じ生活続けることができる。
- 2 あなたの声が届いており、自分の意見や要望を真摯に受けとめてもらえていると感じられる。
- 3 あなたのケアラーとしての貢献が十分に評価され、尊重されている。
- 4 行政担当者や専門職は、あなたの心身の状態を気にかけてくれている。
- 5 ケアを誰かに代わってもらうための手だてがある。
- 6 ケアの役割から一時的に離れて自分をケアする機会をもつことができる。
- 7 あなたは、家族の病気や障害が自分にどのような影響をもたらすかを理解している。
- 8 自分と同じ立場のケアラーと出会う機会がある。
- 9 行政担当者や専門職とのコミュニケーションをとりやすいと感じている。
- 10 あなたの仕事に必要な以上の影響をおよぼさない。

(一部抜粋、日本ケアラー連盟仮訳)

中学2年生朱音さんの秘密

『withyouウイズ・ユー』濱野京子 より

●中学三年生の悠人は、夜の公園で出会った少女・朱音の秘密を知り、彼女の力になりたいと思うようになるがー（帯より）

家庭のあり方、生活が一変

- 母は病気(くも膜下出血、後遺症の麻痺、鬱病っぽい)、父は単身赴任中、小学2年生妹の世話もする
- 私立から近くの中学に転校。部活をやめる。授業中居眠り。髪もショートに。
- 家事の手伝いではなく家事。半分主婦。
「いつもお手伝いしてえらいわね、っていわれると、チョーむかつく！」etc.
- 先生に詳しいことは話していない:宿題ができなかった時、「公立、なめてるの？」
- 父親にも話していない

大人がかけた言葉

○悠人の母が朱音に:「公民は中3? 憲法の勉強したことある?」

「わたしは、憲法でいちばん大切なのは、人権だと思うの。それから、日本には、教育基本法という法律も、児童福祉法という法律もあるし、児童の権利に関する条約、という国際条約の批准もしている。ということかというとな、もちろん、おとなもだけれど、とくにあなたたち子どもは、健康で文化的な暮らしをする権利があるし、教育を受ける権利があるということです。」

「.....」

「もしも、それができていないとしたら、阻害要因はとりのぞかれなければならないの。そのためには、必要なサポートを受けられるべきなの。わたしのいうこと、わかる?」

「はい」

- 「母を助けられるのは、わたしだけだから」
「でも、あなたを助けてくれる人がいてもいいと思うの」
- 「あなたはすごく頑張っている。けれど、なんでも自分でがんばってしまうのが、自立ではないの。他人に助けを求めることは、大切なことなのよ」
- お父さんに話す。「あやまらなくていいんだよ。ちゃんと考えて。勉強、遅れたくない」
- お父さんから学校に話してもらおう。お父さんは、会社に話して、単身赴任期間を短縮した。

在宅介護者を支援する専門職は 気づいてはいるけれど

○毎日新聞WEB調査(2020年8月11日付)

- ・**ケアマネジャー** 1,303人回答
- ・本来なら大人が担うような家族ケアに関わる未成年の子どもがいた **16.5%**
- ・生活の支障: 学校を休みがち、課外活動ができない、情緒が不安定。支障はない **14.0%**
- ・連携すべき機関: 学校 **35.1%** (SSW/SC含む)、
自治体 **31.5%**
- ・支援のため社会に期待すること: 介護事業者、学校、自治体、医療機関、地域等が連携した支援の整備 **66.0%**
- ・限界: 行政に相談したが「様子を観察して・・・」。行政や学校、児童相談所が把握していたが、誰も動かない。

→ルールと仕組みが必要

専門職である前に大人

あるケアマネジャーさんの気づき

- この子(しっかりした高校生)がいるからおばあちゃん
の介護は大丈夫だと思っていました。それではいけない
んですね。
- 高校生には高校生のやることがあるんですね。

子どもの権利を守るという視点

子どもの権利条約は、1989年の国連総会において採択され、1990年に発効した。
日本は1994年に批准。



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

「ユニセフ」HPより引用

ヤングケアラーに関連する権利

第2条 差別の禁止

第12条 意見を表す権利

第17条 適切な情報の入手

第24条 健康・医療への権利

第27条 生活水準の確保

第28条 教育を受ける権利

第31条 休み・遊ぶ権利 など

【参考】大人社会からのメッセージの発信

Your choices about caring

家族の誰かが世話を必要としていたら、あなたは助けたいと思うかもしれませんが。

でも、あなたはヤングケアラーとして、大人のケアラーと同じことをするべきではありません。また、誰かのケアをするために、あなたの時間を多く使うべきでもありません。それは、あなたが学校でしっかり勉強したり他の子どもや若者と同じようなことをしたりする妨げになることがあるからです。

あなたがしたいと思う、してあげられると思うケアのタイプと量を判断するのは大切です。また、そもそもあなたがケアラーとなるべきなのかどうかを判断するのも大切です。

NHS,2018,“Being a Young Carer:Your rights” :澁谷智子 出所:厚労省・文科省「ヤングケアラー支援に向けた福祉・医療・介護・教育の連携プロジェクトチーム」2021年3月17日第1回会議資料より

《参考》ヤングケアラーが学校に望むことトップ 10 〈イギリス〉

1. ケアラーとしての責任が、私たちの教育や学校生活に影響してくることを認識してほしい。
2. 私たちのことを聞いてほしい。
3. 家庭での個人的問題について聞くための時間をつくってほしい。
4. 遅刻したときに機械的に罰しないでほしい。
5. お昼休みに立ち寄れる場所や宿題クラブを開くなどのサポートをもっとしてほしい。
6. 柔軟に対応してほしい—宿題や課題をするための時間や手助け
7. 授業の中で、ヤングケアラーや障がいにかかわる問題についての情報を扱ってほしい。
8. 親が大丈夫かを確かめる必要があるときには、家に電話させてほしい。
9. 明確で最新の情報が載っている掲示板を整えて、私たちにとってサポートになる情報や、地域 のどこで私たちがサポートを受けられるのかをわかるようにしてほしい。
10. 先生たちが大学や研修でヤングケアラーや障がいにかかわる問題についての訓練を受けられる ことを確実にしてほしい。

出所:一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト

7.ケアラー・ヤングケアラーの包括的支援について

ケアラー・ヤングケアラー支援の環境を整える

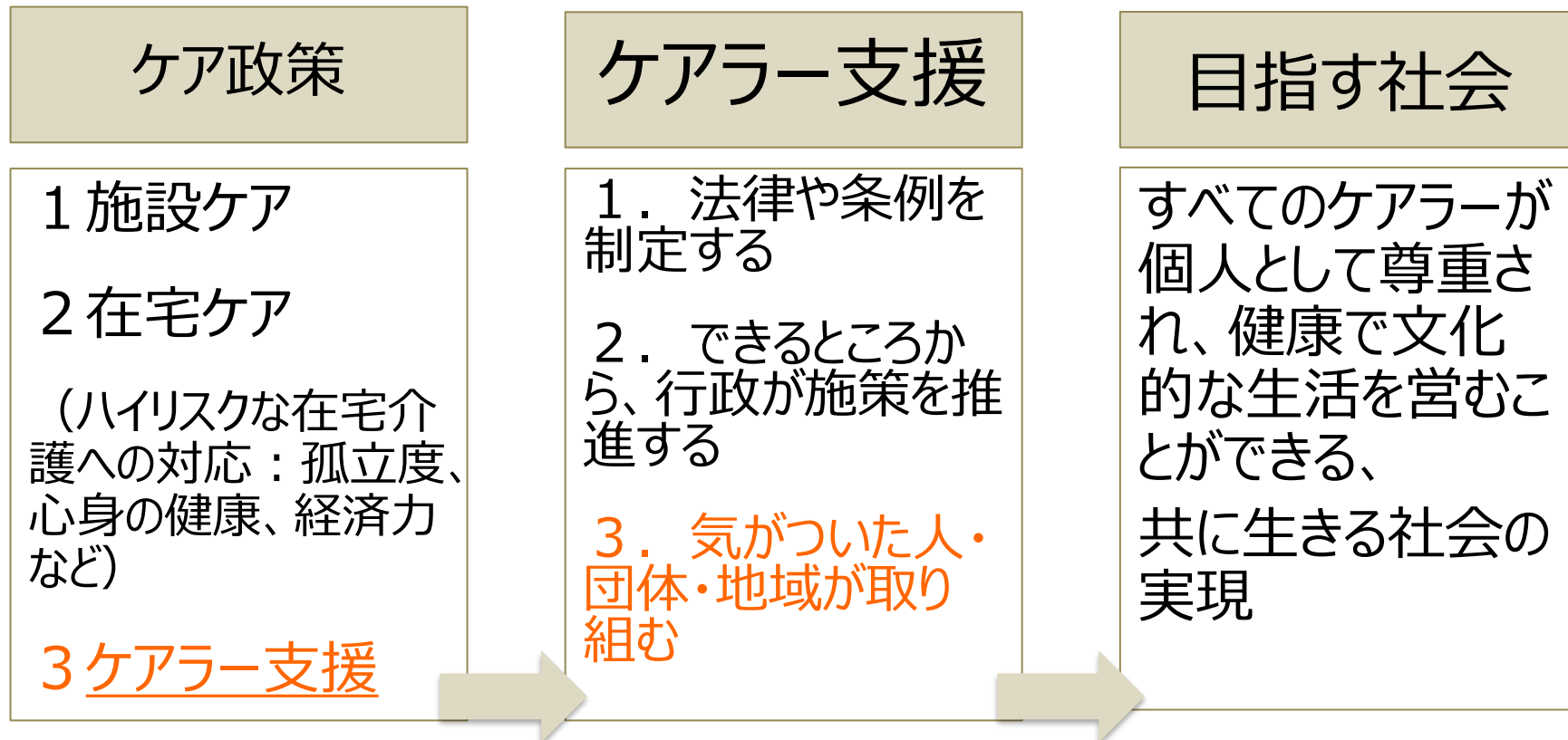
ケアラー・ヤングケアラー支援の方針を定める

ケアラー・ヤングケアラー、ケアラー・ヤングケアラー支援について、社会の認識を広める

ケアラー・ヤングケアラーに、「助けてもらう自立」についてと、人生の選択肢をもってもいいことを伝える

社会全体で支援する枠組みと支援策を立案する

ケア政策・ケアラー支援・共生社会



♥いくつもの顔をもつ私たち：議員や首長を選ぶ有権者、住民・隣人・仲間・友人etc.

1 ケアラーを支援する 法律や条例を制定する (公布)

2020.3 埼玉県ケアラー支援条例

2021.3 北海道栗山町 2021.6 三重県名張市

2021.9 岡山県総社市

2021.12 茨城県、北海道浦河町、岡山県備前市

2022.3 栃木県那須町 2022.3 北海道

2022.6 埼玉県入間市(YC支援条例) さいたま市

2022.8 長崎県パブリックコメント終了

■下線は、議員・議会提案

* 令和3年10月「ケアラー支援の法制化を求める意見書」埼玉県
議会議長

* 令和3年12月「ケアラーへの支援について」九都県市首脳会議

①埼玉県ケアラー支援条例制定



草加市 介護者の集い「オアシス」

〈ケアラー支援条例〉というドアを開けて私たちは孤独な介護から出て行きます

NPO法人さいたまNPOセンター

“ケアラー支援”の必要性が社会的に認知されたのがうれしいです。議会、行政、県民の協働で“ケアラー支援”に取り組み、〈ケアラーも介護される人も幸せな埼玉県〉にしたい

第3条(基本理念)

1 ケアラーの支援は、**全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる**ように行われなければならない。

2 ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう**社会全体**で支えるように行われなければならない。

3 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

埼玉県条例制定の意義（埼玉県を参考に）

1. ケアラー・ヤングケアラーの存在を社会的に認識
2. ケアラー・ヤングケアラーのおかれている状況や抱えている問題を、社会的に解決すべき問題として認識
3. ケアラー・ヤングケアラーを社会的支援の対象と位置づけ
4. ケアラー・ヤングケアラーが問題を抱える原因を探り、課題「すべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現」を明確化
5. **すでに実施されているフォーマル・インフォーマルなケアラー支援に公的根拠を与えた**

条例に必要な視点(埼玉県を参考に)

1. すべてのケアラー(年齢縦断的・分野横断的)にとって、間口が広く、敷居が低い。
2. ヤングケアラーは子どもであるため、ケアラーとは分けて社会的支援の対象としている。
3. ケアラー・ヤングケアラーの支援に関わる関係者(県、県民、事業者、関係機関)の責任と役割を明示する。
4. 都道府県は、市町村が行なうケアラー支援を支援する。
5. ケアラー・ヤングケアラー支援を総合的、計画的に進めるため推進計画を策定する。広報・啓発、人材育成、民間支援団体による支援の推進、体制整備、財政上の措置、進捗管理等、行なうべき施策を規定した。

ケアが必要な人の支援法だけでなく、ケアする人の支援法が必要です



2 出来るところから行政が施策を推進する

【自治体の取組み事例】

○埼玉県ケアラー支援計画(2021～2023年度)の基本目標

- 1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進
- 2 行政におけるケアラー支援体制の構築
- 3 地域におけるケアラー支援体制の構築
- 4 ケアラーを支える人材の育成
- 5 ヤングケアラー支援体制の構築・強化

○ケアラーのためのヘルパー派遣

○働くケアラー、ダブルケアラー、ヤングケアラー相談窓口

基本目標

- 1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進
- 2 行政におけるケアラー支援体制の構築
- 3 地域におけるケアラー支援体制の構築
- 4 ケアラーを支える人材の育成
- 5 ヤングケアラー支援体制の構築・強化



主な取組例（＊令和3年度事業）

- ケアラーに関する啓発活動
 - ＊ケアラー支援啓発リーフレット
 - ＊ヤングケアラーハンドブック
 - ＊ケアラー月間 など
- 相談支援体制の整備（市町村支援）
- 多様なケアラーへの支援
- ダブルケアへの支援
- ケアラーの生活支援
- ケアラーが孤立しない地域づくり
 - ＊対象別サロンマニュアル作成 など
- 仕事と介護の両立支援の推進 など
- ケアラー支援への対応能力向上・連携強化など＊地域包括支援センター職員等研修 など
- 教育機関等でのヤングケアラー支援体制の構築＊ヤングケアラーサポートクラス
- 地域におけるヤングケアラー支援体制の構築 ＊オンラインサロンの開催 など

学校での早期発見・早期対応の取組み例： 埼玉県におけるヤングケアラー支援事業

背景・課題

- 埼玉県ケアラー支援条例が制定(令和2年3月31日公布)され、教育に関する業務を行う関係機関の役割が明示(第8条)されている。
- 条例の趣旨、学校の果たす役割等については、県立学校及び市町村教育委員会を通じて学校現場に周知を図っている。
- 県内高校2年生を対象としたヤングケアラー実態調査が行われ、約4.1%(25人に1人の割合)のヤングケアラーがいる実態が判明。
- ▼教職員一人一人の「ヤングケアラー」の認識や、「ヤングケアラー」への対応等に関する知識は不足している。
- ▼令和2年度に「埼玉県ケアラー支援計画」が策定されることに伴い、学校現場における「ヤングケアラー支援」(学校としてできる範囲の支援＝福祉機関への取次など)を充実させていくことが必要。

方針

学校及び教育機関に対して、ヤングケアラーの認知度を高め、適切な支援につなぐことができる環境を整備する。
知事部局及びケアラー支援団体等との連携強化に努める。

事業概要

教職員・児童生徒・保護者向け「ヤングケアラーサポートクラス(YCSC)」の実施

- ★「ヤングケアラーの専門家」若しくは「元ヤングケアラー」を講師として招聘し、講演会を実施するとともに、福祉部職員と教育局職員による支援の具体策に関する説明会をセットで行う、“出張授業”。

【内 容】講演会と説明会の2部構成

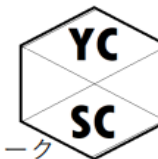
講演会→ヤングケアラーの現状／どのような支援が望まれるか／学校として行うべき対応等

説明会→地域包括ケア課＝福祉的支援の方法とその手続き、流れ など

人権教育課＝学校としてできる対応 など

【実施回数】7回

【対 象】県立高等学校、市町村教育委員会（中学校）、PTA等



ロゴマーク

- ★ヤングケアラーサポートクラス(YCSC)の講義・説明内容を補完するための配布資料「ヤングケアラー支援ガイド」の作成

【内容】ヤングケアラーの現状/元ヤングケアラーの声/学校でできる支援/福祉的支援の方法と相談窓口 等

ヤングケアラー(例)



出典 © 一般社団法人日本ケアラー連盟

©埼玉県2021

ヤングケアラーの支援体制の構築・強化の例

埼玉県「ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修」

1 趣旨

「埼玉県ケアラー支援計画」では、ケアに関する悩みを話せる相手が家族や友人等に限られ、学校においてヤングケアラーの存在が顕在化しない傾向にあるため、必要な支援が届かないなどの状況への対策として、ヤングケアラーの支援体制の構築が求められている。そこで、ヤングケアラーに関わる可能性のある教育機関等による支援と、教育機関が受けた相談を適切に福祉部門へつなぎ、連携して支援できる体制を構築するため、学校等の教職員、市町村福祉担当者、社会福祉協議会、地域包括センター職員等を対象とした研修会を実施する。

2 対象

- ・ 高等学校教員
- ・ 小・中学校教員
- ・ 市町村教育委員会担当者
- ・ 市町村児童福祉担当職員（社会福祉協議会や地域包括支援センター職員等を含む）

3 概要

- | | | |
|---------|------------------|-------------------------------------|
| (1) 会場等 | ① 埼玉県南部地区（13市町） | 約70名 |
| | ② 埼玉県西部地区（22市町村） | 約100名 |
| | ③ 埼玉県北部地区（12市町） | 約65名 |
| | ④ 埼玉県東部地区（15市町） | 約90名 |
| (2) 内容 | ① 講義 | 「ヤングケアラーの現状と支援」（仮） |
| | ② 演習・協議 | ヤングケアラーの事例をもとにしたグループ協議
グループごとの発表 |
| | ③ 指導助言 | 講師によるグループ協議内容への指導助言、質疑応答 |

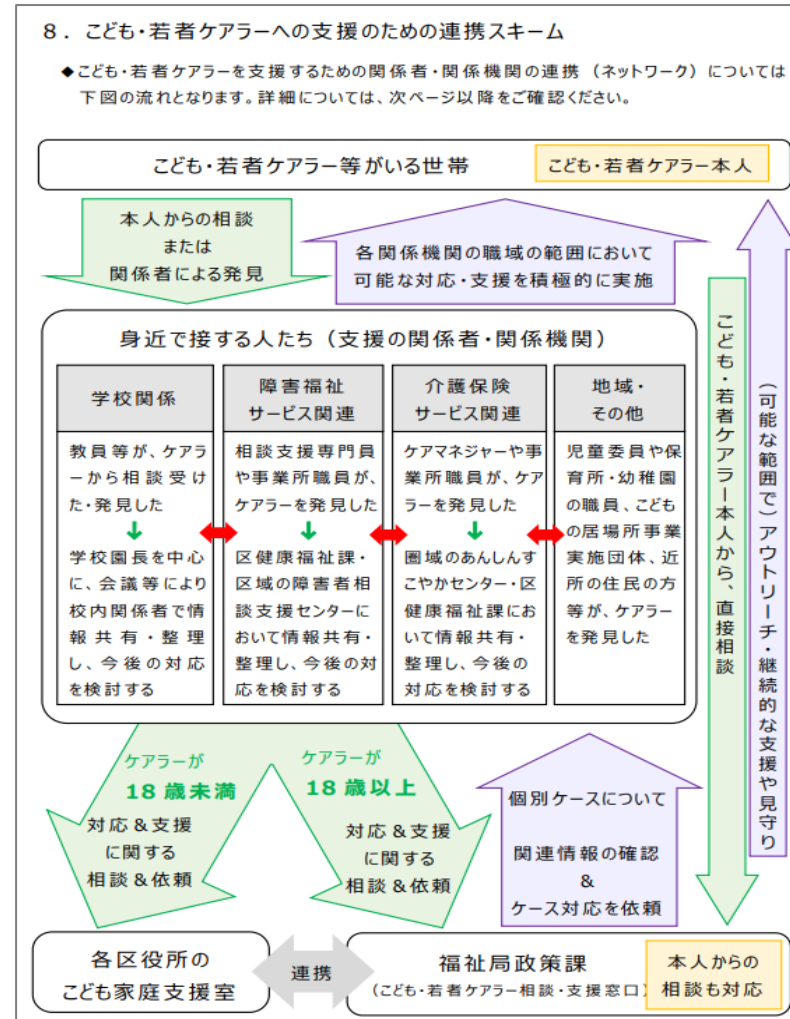
4 その他

埼玉県ケアラー支援計画 基本目標5「ヤングケアラー支援体制の構築・強化」における指標
ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数
目標値 1,000人（令和3年度～令和5年度の累計）（©埼玉県2021）

ヤングケアラーの支援体制の構築例： 神戸市「こども・若者ケアラーのための相談・支援」

- 2021年4月、こども・若者ケアラー担当の相談員を配置
- 市民に、こども・若者ケアラーの相談・支援に対応することを広報
- 関係機関及び関係者における、こども・若者ケアラーや相談・支援の基本的視点、多機関・専門職の連携スキーム等についての共通認識を図っていくことを目的に、『こども・若者ケアラー支援マニュアル』を作成

神戸市(2021)『こども・若者グケアラー支援マニュアル』



©神戸市

【国の動向】

国が提唱するケアラー支援の考え方

「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル～介護者本人の人生の支援～」
(平成30年3月厚生労働省) 10頁より引用 一部改訂

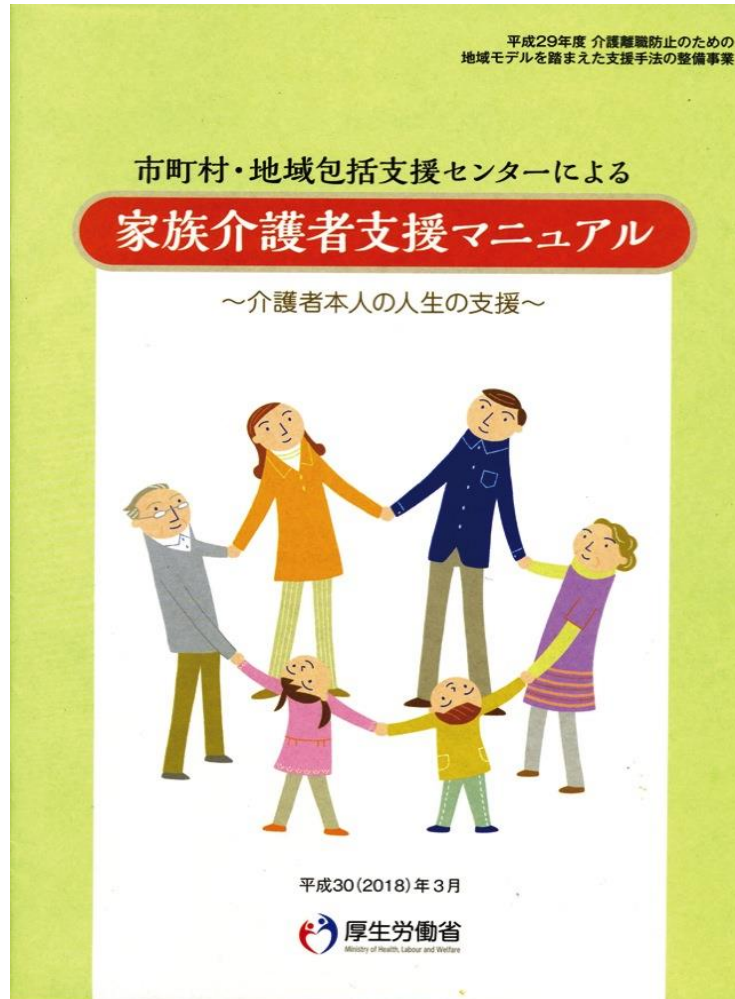
支援の視点	家族全体への 関わり	多機関・専門職 による連携
「要介護者の家族介護力」としてのみ支援するのではなく、 「ケアラー（介護者）の生活・人生の質の向上」に対しても支援する。	要介護者と共に 家族（ケアラー・介護者）も支援等の対象 として関わる必要性を認識する。	市町村・多機関・専門職等と連携を図って、支援活動に取り組む。

- 難しさ: 二重の視点が必要となる。ケアラーと要介護者の双方のニーズに視点を向ける必要がある。双方のニーズは対立することがある。第3者の介入は必至。

『市町村・地域包括支援センターによる 家族介護者支援マニュアル ～介護者本人の人生の支援～』 公表 2018.3 自治体に通知

副題に注目！

- ・個別相談
- ・アセスメントなど



参考：
相談・支援
フロー（案）

「市町村・地域包括支援
センターによる家族介護者
支援マニュアル～介護者
本人の人生の支援～」
（平成30年3月厚生労働
省）
13頁より抜粋
一部改訂

【STEP1. 初期相談・相談受付】

- 相談の受付
- 自己チェックの実施→本人自身の気づき

【STEP2. スクリーニング】

- アセスメントの実施（把握・評価）
- 緊急性や深刻度の判断
- 学業や生活と介護・ケアの状況把握

【STEP3. 支援方法の検討・決定】

- 課題の明確化
- 利用できるサービス、社会資源の活用方法、連携方法の検討
- 支援方法の決定

【STEP4. 関係機関、地域の支援ネットワークへ】

- 関係機関、地域の支援ネットワークへ繋ぐ。
- サービスや支援提供の調整
- 予防的視点からの関与・対応・支援

【対応例】ケアラーアセスメントシート

(ケアラーQOL研究会モデル版Ver.4)

1 ケアラーアセスメントの第1段階(ケアラーの状況把握)

- ① ケアラー自身について
- ② ケアが必要な人について
- ③ ケアラーの行っているケアについて(内容と時間)
- ④ ケアが必要な人が利用しているサービスについて
- ⑤ ケア以外の生活について(仕事、育児、世話、社会参加、趣味など)
- ⑥ ケアラー自身の経済状況について
- ⑦ ケアラー自身のウェルビーイング

2 ケアラーアセスメントの第2段階(ケアラーの生活ニーズの分析・評価)

- ① 担当者が捉えたケアラーの状況、生活全般の解決すべき課題(生活ニーズ)
- ② ケアを担っている事がケアラー自身に影響している程度に関する評価
- ③ ケアラー支援が必要な程度に関するアセスメント・評価

すでに地域包括支援センターでは多様な介護者に出会い、 多様な対応をし、試行錯誤している

○地域包括支援センターは、複合化・複雑化した課題への対応が迫られている。

○最も支援が難しかった虐待事例：

80代の母に対する50代の兄弟による暴言や金銭トラブル
/70代の母に対する40代の無職の息子の暴力
/祖母と母への孫による介護放棄
/60代の精神疾患の息子による80代の寝たきりの母の介護におけるサービス導入不足/ 精神疾患の妻による夫の介護における暴力や精神的支配等。

地域包括支援センターのスタッフは、介護者が閉じこもり、息子や妻の精神疾患、コミュニケーションがとれない、共依存の状態、経済的貧困、10代・20代の孫の生活スキルの不足や重すぎる責任 という問題に直面している。

○対応するために連携した人、機関、制度:

- ・保健センター、MSW、精神科、初期集中支援チーム、役所の障害児者担当、生活保護、生活困窮者自立支援事業、成年後見制度、法テラス、SW、介護者の集い、認知症カフェ、同じ立場(車椅子介護、うつ、小脳変性症など)の家族の会、男の料理サロン、等々。男性介護者サロンを立ち上げた地域包括支援センターもあった。
- ・ただし、ダブルケア対応、仕事と介護と生活のバランスを取る対応には具体的な機関等はほとんど挙げらず、苦戦。

○「多様な関係者と連携した支援」の実践の程度

「どちらかといえはできている」45.4%(2017年度20.5%)、
「十分できている」2.3%(1.8%)と」5割弱。

○困難を感じる程度は、

「まったく困難を感じない」4.9%(1.2%)、
「どちらかといえは困難を感じない」24.5%(17.1%)と約3割。

○よい点・工夫点

- ・複数で訪問し、要介護者とは別に介護者の話をきく
- ・ケアラーの担当者の設置
- ・介護者への情報提供、介護者情報の把握、地域サロンとの連携、出張相談
- ・サロン、民生委員、障害担当との関係づくり
- ・介護者サロンのケアマネジャーへの周知
- ・介護者支援プログラム内容の工夫
- ・オレンジカフェの活用（家族・介護者支援も）
- ・介護者同士のつながりの促し
- ・認知症介護者交流会の開催（専門職の参加、認知症の方は別のサロン）
- ・地域ネットワークでの介護者支援 など

気づき&つなぐツール ケアラーのボタン(緊急引き継ぎシート)

4. 介護するときに気をつけてほしいこと

4-1 服用している薬 * 薬のリスト 添付も OK	薬局名
4-2 医療・介護機器	
4-3 病名・病状 過去の大きな病気	
4-4 介護で気をつけること また、本人が嫌いな もの・こと	
4-5 本人が好きなもの・ 大切にしていること	
4-6 アレルギー	①ない ②ある ()

5. 成年後見人・近所の人・住居など、伝えたいこと

5-1 成年後見人がある場合	氏名 電話
5-2 親しい近所の人	氏名 電話
5-3 住居のこと	・家の鍵を持っている人 ・ヒューズボックスの位置 ・水道メーターの位置 ・ガス会社名 電話
5-4 伝えたいことが あれば何でも	

注意：後日、記入事項に変更があった時は二重線で訂正し、訂正日を記してください。

埼玉版

ケアラーのボタン —緊急引き継ぎシート—



私が介護できなくなったら さん
(電話番号)に、このシートを渡してください

介護者氏名 記入日 年 月 日

***** 介護をしている方へ *****
あなたが介護できなくなった時に、代わって介護(ケア)をしてくれる人に必要な情報を、この緊急引き継ぎシートに記入しておきましょう。
緊急時にすぐわかる所に置いておくか、事前に渡しておくのもいいですね。

ケアラーとは病気や障害、高齢などにより介護(ケア)が必要になった家族などを無償で介護する人を指します。埼玉県では2020年3月31日、『埼玉県ケアラー支援条例』が公布されました。ケアラーを支援する日本で初めての条例です。

このシートは(一社)日本ケアラー連盟が作成したものを元に埼玉版として作成しました。
発行：認定NPO法人 さいたまNPOセンター
発行日：2020年11月20日 第1版
助成：令和2年度 生活クラブ生協福祉活動緊急助成事業

1. 介護をしているあなたのこと

1-1 記入者 (介護中の人)	氏名
1-2 住所	
1-3 連絡先	電話 Eメール
1-4 生年月日	年 月 日 年齢 歳
1-5 要介護者との関係	要介護者と ☐ 同居 ☐ 別居
1-6 介護者が 介護できなくな った時の 緊急連絡先	まずこの人に連絡・相談してください! 氏名 要介護者との関係 ① あり 住所 電話 Eメール ② なし

2. 介護を引き継いでくれる人のこと

連絡事項	内 容
2-1 引き継いで くれる介護者① (1-6と同じ人 の場合は氏名 のみ記入)	氏名 年齢 歳 住所 電話 Eメール
2-2 要介護者との関係	
2-3 介護者との関係	
2'-1 引き継いで くれる介護者②	氏名 年齢 歳 住所 電話 Eメール
2'-2 要介護者との関係	
2'-3 介護者との関係	

3. 介護を受けている人のこと

連絡事項	内 容
3-1 要介護者の氏名	ふりがな _____ ☐ 男性 氏名 _____ ☐ 女性
3-2 生年月日	年 月 日 年齢 歳
3-3 住所 施設入所は 名称も記入	住所 _____ 施設名 _____ 電話 _____
3-4 介護者以外の 身近な親族	① いる → 氏名 _____ 要介護者との関係 _____ 住所 _____ ② いない 電話 _____ Eメール _____
3-5 介護が必要に なった主な原因	①高齢化 ②認知症 ③身体障害 ④精神障害 ⑤疾病・難病 ⑥その他 (_____)
3-6 健康保険証	①国民健康保険 ②健保組合、協会けんぽ、共済組合 記号 _____ 番号 _____ 扶養者がいる場合はその氏名 (_____)
3-7 介護保険証	保険者 (市町村名) _____ 要介護度 _____ 番号 _____
3-8 障害者手帳	手帳名 (種類) _____ 等級 _____ 番号 _____
3-9 かかりつけ医または 訪問診療医	医療機関名 _____ 医師名 _____ 電話 _____
3-10 訪問看護	訪問看護事業所名 _____ 電話 _____
3-11 地域包括 支援センター	センター名 _____ 電話 _____
3-12 ケアマネジャー	氏名 _____ 電話 _____
3-13 介護サービス	事業所名 _____ 内容 _____ 電話 _____ 事業所名 _____ 内容 _____ 電話 _____

ケアラーとケアラーのためのサービスやサポートをつなぐ ケアラー手帳

BK dic 119

認知症の人の介護をしているあなたのための

ケアラー手帳

大切な人を介護している
あなたも
大切な一人です。



発行日

第1刷: 2014年3月20日
第2刷: 2014年9月15日
第3刷: 2014年10月18日
第4刷: 2015年12月20日
第5刷: 2017年11月15日
第6刷: 2018年7月25日
第7刷: 2020年3月16日

発行

一般社団法人 日本ケアラー連盟

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-18-10 橋場コーポ305号

TEL: 03-3355-8028

FAX: 03-5368-1956

E-mail: info@carersjapan.com Web: <https://carersjapan.jimdo.com>

一般社団法人 日本ケアラー連盟

国が進めるヤングケアラー支援施策

【現状・課題】

- ・関係機関における研修等が十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分
- ・支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、「介護力」と見なされるケースあり
- ・社会的認知度が低く、子ども自身やまわりの大人も気づけない

【今後取り組むべき施策】

1. 早期発見・把握

2. 支援策の推進 悩み相談支援、関係機関連携支援、教育現場への支援、適切な福祉サービス等の運用の検討、幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援

3. 社会的認知度の向上

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクト」報告
2021年3月17日（第1回）～5月17日（第5回）、厚生労働副大臣、文部科学副大臣共同議長）

ヤングケアラーへの支援の視点

- ・他の子ども達と同等のライフチャンスを得て、自身の持つ潜在能力を最大限開花させることができるよう支援する

(イギリス:2015ヤングケアラー〈ニーズに関するアセスメント〉)法律施行規則*より
一部抜粋

地方自治体がヤングケアラーのニーズに関する アセスメントを行う際に必要な考慮

- ・ヤングケアラーの年齢と理解力・家族の状況
- ・ヤングケアラーの希望、気持ち、選好
- ・ヤングケアラーが提供している(提供しようとしている)ケアに関する、ヤングケアラーとヤングケアラーの両親とケアされている者の意見の違い
- ・ヤングケアラーがアセスメントに求める成果

* (提供)澁谷智子氏

ニーズアセスメントの際に自治体が明確にすべき事柄

- ・ヤングケアラーが提供している(または提供しようとしている)ケアの量と性質とタイプ
- ・ケアをされている者の福祉を維持するために、このケアが、親族を含む家族に、どの程度依存しているか(又は依存することになるか)
- ・ヤングケアラーが提供している(又は提供しようとしている)ケアは、ヤングケアラーの福祉や教育や成長に影響を与えているかどうか
- ・ヤングケアラーがケアを提供している時に行なっている(又は行おうとしている)作業のどれか一つでも、ヤングケアラーの年齢や性別や希望や気持ちといった全ての状況に照らして、ヤングケアラーが行うのに過度なあるいは不適切なものになっていないか
- ・ヤングケアラーの支援へのニーズの中で、サービスを以下の者に提供することによって解消されるものはあるか
(ケアを受けている者、ヤングケアラーの他の家族員)

- ・ヤングケアラーがケアを提供している時に行なっている(または行おうとしている)作業の一部またはすべてから解放された場合、ヤングケアラーの支援へのニーズはどうか
- ・ヤングケアラーやケアを受けているものの支援へのニーズに関する他のアセスメントが実施されたかどうか
- ・ヤングケアラーが、要支援児童であるかどうか
- ・アセスメントの結果として取られることになる行動
- ・将来の見通しに対するアレンジメント

○地方自治体は、ヤングケアラーの家族のニーズが、ヤングケアラーやその家庭の子どもの幸福に、特にその学力と個人の感情面の発達に与える影響を考慮しなくてはならない。

0. 子ども本人の基本情報		初回作成日 年 月 日	ヤングケアラーとは 「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」のことをいいます。
性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ その他 ()	要対協登録 種別	最終更新日	
年齢 () 歳			

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか → 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

①健康に生きる権利	②教育を受ける権利	③子どもらしく過ごせる権利
☐ 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★ ☐ 精神的な不安定さがある ★ ☐ 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） ★ (その他の気になる点) ☐ 表情が乏しい ☐ 家族に関する不安や悩みを口にしている ☐ 将来に対する不安や悩みを口にしている ☐ 極端に痩せている、痩せてきた ☐ 極端に太っている、太ってきた ☐ 生活リズムが整っていない ☐ 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている） ☐ 予防接種を受けていない ☐ 虫歯が多い ☐ ☐ ☐	☐ 欠席が多い、不登校 ★ ☐ 遅刻や早退が多い ★ ☐ 保健室で過ごしていることが多い ★ ☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★ (その他の気になる点) ☐ 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い ☐ 学力が低下している ☐ 宿題や持ち物の忘れ物が多い ☐ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い ☐ 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない ☐ お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い ☐ 部活に入っていない、休みが多い ☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する ☐ 校納金が遅れる。未払い ☐ クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い ☐ 高校に在籍していない	☐ 幼稚園や保育園に通園していない ★ ☐ 生活のために（家庭の事情により）就職している ★ ☐ 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ★ ☐ 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★ ☐ 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ★ ☐ 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける ★ (その他の気になる点) ☐ 子どもだけの姿をよく見かける ☐ 年齢と比べて情緒的成熟度が高い ☐ とまどちと遊んでいる姿をあまり見かけない ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

①家族構成（同居している家族）	
☐ 母親 ☐ 祖母 ☐ きょうだい () 人	☐ 父親 ☐ 祖父 ☐ その他 ()
②サポートが必要な家族の有無とその状況	
☐ 特にいない ☐ 高齢 ☐ 障害がある ☐ 疾病がある ☐ 精神疾患（疑い含む）がある ☐ 日本語が不自由	
☐ 幼いきょうだいが多い ☐ 親が多忙 ☐ 経済的に苦しい ☐ 生活能力・養育力が低い ☐ その他 ()	
③子どもが行っている家族等へのサポートの内容	
☐ 特にしていない ☐ 身体的な介護 ☐ 情緒的な支援※ ☐ きょうだいの世話 ☐ 家事 ☐ 通訳（日本語・手話）	
☐ 生活費の援助 ☐ 通院や外出時の同行 ☐ 金銭管理や事務手続き ☐ 服薬管理・投与 ☐ その他 ()	

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

①子どもがサポートしている相手	
☐ 母親 ☐ 祖母 ☐ きょうだい ☐ その他 ()	☐ 父親 ☐ 祖父 ☐ 家族全体 ☐
②子ども自身がサポートに費やしている時間	
1 日	時間程度
③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか	
☐ いる ☐ いない	→ 誰か：

※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか	
☐ 認識している ☐ 認識していない	
②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか	
☐ 話せている → 誰に： ☐ 話せていない	
③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか	
☐ いる → 誰か： ☐ いない	
④子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）	

家族全体への関わり

- ・ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴がある

(例)

ヤングケアラー：学校を遅刻しがち

母親：うつ状態で家事などを十分に行えないでいる

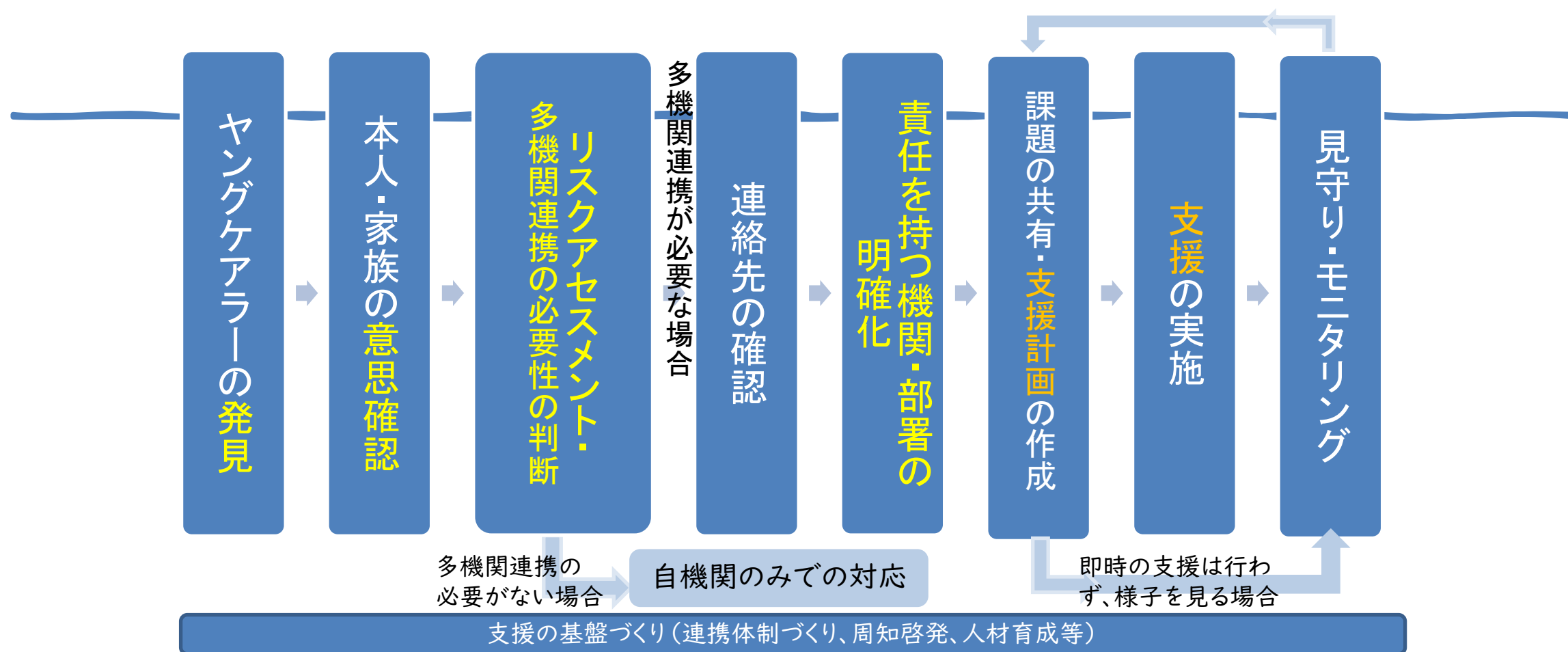
祖母：高齢で介護を必要としている

- ・そのため、家族の中の充足されていないニーズを充たすことに焦点を置き、家族ひとりひとりを支援する視点が大切となる

多機関・多職種による連携

- ・「ヤングケアラーに気づくこと」(発見する・意識を向ける)
子どものためになることを学校と行政、事業所等が協力して行う
「ヤングケアラー」に気づく 認識を変えなければならない、
子どもの人権ということを常に意識する など
- ・ヤングケアラーの課題を包括的に把握し、支援すること
ヤングケアラーや家族に関わる機関が個別に支援を行う場合—
ヤングケアラーが直面する多方面の課題を包括して把握し、
支援するという取組が不足してしまう可能性がある

ヤングケアラー支援の一般的なフロー



2.4 連携して行う支援の在り方・姿勢（連携支援十か条）

- 多機関が連携して支援を行う際の支援の在り方・姿勢として、連携支援十か条をとりまとめました。

図表 6：連携支援十か条

一	ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
二	緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとするこ はせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
三	ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利 用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
四	支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認 が重複することなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
五	支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
六	支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問 題を自分事として捉えること
七	各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標 に向かって協力し合うこと
八	既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あら ゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
九	ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れ ずに本人や家族を気につけ、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
十	円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意 識すること

3 気がついた人・団体・地域が取り組む

- (1) ケアラー・ヤングケアラーに気づく、発見する
- (2) つながる
- (3) ケアラー・ヤングケアラーの生活を支える
- (4) 支援拠点を活かし、ネットワークで支える
- (5) 施策・政策提言を行なう

(1)(2)(3)(4)

○市民が運営する介護者サロン・カフェ
サロン・カフェボランティア研修

(NPO法人さいたまNPOセンターホームページ)

* 地域包括支援センターが運営する介護者サロン

○市民団体による相談、交流、つなげる、楽しみなど

○市民によるケアラーセンター運営(愛知県てとりん)

○気にかける、声かけをする:安心してつながれる大人、信頼できる大人になる

NGかも・・・:お手伝いをして本当に偉いねえ、お母さんを支えてあげてね、大人になるまでもう少しだから我慢しよう、あなたの人生なのだから好きに生きなさい(当事者の発言より)

♥嬉しかった:何かあったらいつでも言ってね(当事者の発言より)

○ピアサポート: SNSでのつながり・相談、オフ会(ケアラー連盟HP)

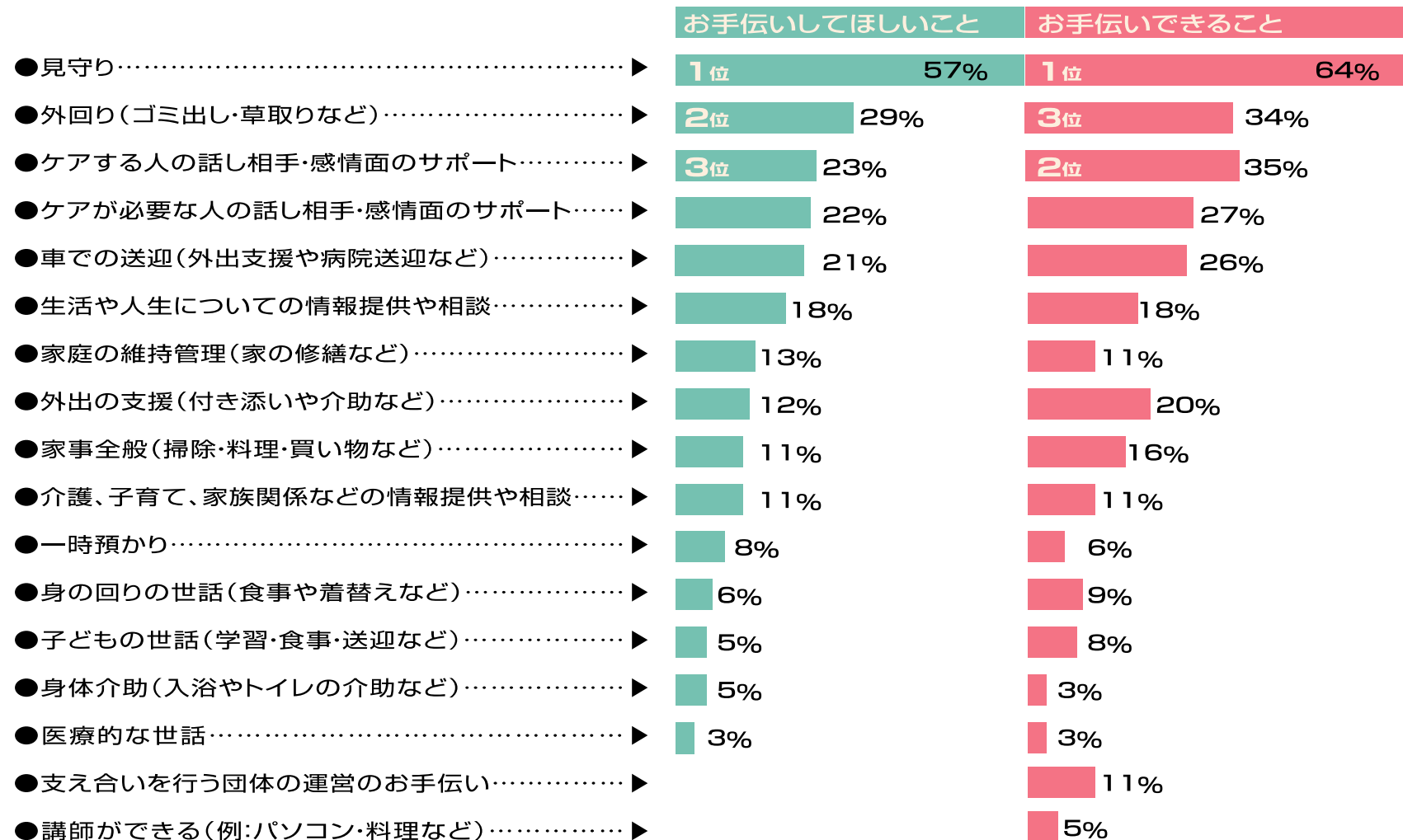
○日常生活をサポートする(お裾分け、遊びに誘うetc)

○子ども食堂、学習支援、フードバンク・パントリー、プレイパークなど(食事、勉強、情報、大人など)

【参考】生活支援サービスのマッチングの必要性 北海道栗山町調査より

◆ 多くの人が支えあい・助けあいを望んでいます。

(複数回答)



(出所)2015年度調査

(5) 施策・政策提言を行なう 日本ケアラー連盟の提言 1

「ケアラーを社会で支えるために
《ケアラー支援法・ケアラー支援条例を》」
「～補足資料～」より(2021年7月) 日本ケアラー連盟

- 国は、どんな支援をしたらいいのでしょうか
- 都道府県は、どんな支援をしたらいいのでしょうか
- 市区町村は、どんな支援をしたらいいのでしょうか
- 市区町村
 - 市区町村ケアラー支援条例の制定
 - ケアラー支援推進計画の策定
 - 担当部局の設置

○市区町村が行うべきケアラー支援の具体的施策の例

①地域のケアラーの実態調査の実施

②啓発・情報提供

③ケアラー支援拠点の設置と地域ネットワークの形成

④総合相談支援の実施

⑤アウトリーチの実施

⑥ケアラーアセスメントの実施

⑦ケアラーへの直接支援〈事業例〉

A 心理相談サービス B日常生活支援サービス C健康支援サービス

D緊急時(SOS)サービス Eレスパイトサービス

Fつどいの場の設置と利用促進

⑧人材養成

⑨域内企業・関係団体への働きかけ

⑩域内専門職団体等との協力・連携

⑪域内市民活動団体等との協力・連携

⑫ヤングケアラー(子どもケアラー)・若者ケアラーの支援

⑬ケアラー支援推進協議会(仮称)の設置

⑭既存の制度を拡充して支援

介護保険事業の任意事業の見直し、医療的ケア児者・障害児者のケアラーへの支援、ダブルケアラーの支援、介護離職の防止事業

日本ケアラー連盟の提言 2

ヤングケアラー支援のための政策提言

ヤングケアラー支援施策の4つの柱

- 1 早期に発見し、アセスメントを行い支援する
- 2 学びの機会とその結果を改善する
- 3 支援ニーズに対応するサービスの開発と
それへのアクセスを保障する。
- 4 自立して社会生活を送れるよう支援する

* 日本ケアラー連盟HP参照

ヤングケアラー支援のための政策提言

ヤングケアラー支援の理念・方向性

- ヤングケアラーは、**自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期**であるにも関わらず、心身の健康と生活環境の悪化に苦しむ可能性があり、教育や訓練の機会を逃すことがあります。
- ヤングケアラーが、**ケアの責任を有していない他の子どもと同じライフチャンスを持ち、心身の健やかな成長及び発達が図られるよう**に、ヤングケアラーを早期に発見し、支援ニーズを特定するためのアセスメントを行い、柔軟な教育の機会とサポートを提供することが不可欠です。
- これにあたっては、**子どもが抱えるニーズを家庭の中でとらえ、家族関係を支えると共に、子どもの権利を擁護し、家庭においてヤングケアラーの担うケアの作業や責任を減らしていくことが重要です。**

一般社団法人日本ケアラー連盟

<支援の理念・方向性>

ヤングケアラーは、自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であるにもかかわらず、健康と生活の質の低下に苦しむ可能性があり、教育や訓練の機会を逃すことがよくあります。ヤングケアラーが、ケアの責任を有していない他の子どもと同じライフチャンスを持ち、心身の健やかな成長及び発達が図られるように、ヤングケアラーを早期に発見し、支援ニーズを特定するためのアセスメントを行い、柔軟な教育の機会とサポートを提供することが不可欠です。

これにあたっては、子どもが抱えるニーズを家庭の中でとらえ、家族関係を支えると共に、子どもの権利を擁護し、家庭においてヤングケアラーの担うケアの作業や責任を減らしていくことが重要です。

<根拠となる法律> ○児童の権利条約 ○教育基本法 ○児童福祉法 ○子ども・若者育成支援推進法 ○子供の貧困対策の推進に関する法律

<ヤングケアラー支援の柱及び具体的な施策案>

1. 早期に発見し、アセスメントを行い支援する

(1) 発見・認定する

自治体は自身の地域にヤングケアラーがいるのか、その子どもが支援を必要とするヤングケアラーであるのかを調べなければならない

○学校をヤングケアラーの発見の場とする(都道府県・市区町村)

・学校関係職員、児童・生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける

・各学校におけるヤングケアラーの数を把握する

○医療、保健、福祉等でヤングケアラーの発見を促進する(都道府県・市区町村)

・ケアを必要とする人に関わる医療、保健、福祉等の機関や専門職がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける

○地域でのヤングケアラーの発見を促進する(都道府県・市区町村)

・地域に暮らす市民・民生委員等がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける

・ヤングケアラーの日の制定やヤングケアラーフェスティバルの開催等

○発見されたヤングケアラーについて相談・通告を受ける窓口を設ける(都道府県・市区町村)

(2) アセスメントを行い支援する

ヤングケアラーが支援ニーズを有していると考えられる場合、自治体はアセスメントを行い、支援を行わなければならない

○ヤングケアラーに相談及びアセスメントを受ける権利があることを伝える(都道府県・市区町村)

○ヤングケアラー及びその家族の相談及びアセスメントを行い、支援計画を作成し支援する(市区町村・要対協)

○ヤングケアラーのアセスメント及びケアマネジメントを行う部署、人材を確保する(都道府県・市区町村)

・担当者の配置、担当者へのヤングケアラーのニーズアセスメントについての研修の実施等

4. 自立して社会生活を送れるよう支援する

子供・若者育成支援推進大綱にヤングケアラーと若者ケアラーを位置づける

○就労や高等教育に関する相談の機会を確保する(子ども・若者支援機関や若者サポートステーション等)

○進学を支援する給付型奨学金

2. 学びの機会とその結果を改善する

ヤングケアラー担当教員を配置し、担当教員が中心となって、学校でのヤングケアラー支援を計画・実行する

○学校で必要なヤングケアラーへの支援体制を整える

・児童・生徒が安心して話せる環境をつくる

・児童・生徒へのカウンセリング(スクールカウンセラー等)

・ケアをしていることに配慮して、児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにする(学校の休憩時間における電話使用の許可等)

・ケアしていることに配慮して、児童・生徒の学びをサポートする

(学校で宿題に取り組めるようにする等)

・ヤングケアラーの健康面のサポート(養護教諭等)

○学校で安心して学ぶことができる環境を、家庭や保健・福祉・医療と連携し整える(スクールソーシャルワーカーの全校への常勤配置)

3. 支援ニーズに対応するサービスの開発とそれへのアクセスを保障する

○自治体はヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施する

○ヤングケアラー及び関係者のための相談支援の窓口(SNS・電話等)を各都道府県に設置する

・ヤングケアラーコーディネーターを配置する

・ヤングケアラーコーディネーターの養成研修を実施する

○ヤングケアラーのケアの負担を軽減する

・同居の家族がいる場合でも、介護保険居宅サービス、障害福祉居宅介護等サービスの利用を促進する(家族状況への配慮・勘案)

・ヤングケアラーがいる場合に、保育所や高齢者施設や障害児者施設などの入所判定等への加算、緊急時ショートステイの利用日数の延長等をする

・生活困窮世帯の場合、介護保険自己負担額の免除措置をする

○ヤングケアラーのピアサポートグループの立ち上げと運営の支援をする

○子どもらしく遊び過ごせる機会を確保する

・子ども食堂など地域の子ども支援団体等が行うヤングケアラーを対象とした取り組みを促進する(助成金等)

<以上を進めるために国に求められる法や体制の整備>

1. ヤングケアラー支援法を制定する

2. ヤングケアラー支援の総合戦略を策定する

3. ヤングケアラー支援の総合戦略に関連する法律等にヤングケアラー支援を明記する

4. ヤングケアラー支援の所管・担当部署を決める

5. 文部科学省や厚生労働省をはじめとした省庁横断的な体制を整備する

6. ヤングケアラーの実態・ニーズを把握するための調査を定期的に実施する

7. ヤングケアラーのアセスメント・支援に関する研究を促進する

8. 上記 1から7について検討し、推進する協議会を設置する

1. ヤングケアラーを見つけて、 アセスメントにつなげる

1. 早期に発見し、アセスメントを行い支援する

(1) 発見・認定する

自治体は自身の地域にヤングケアラーがいるか、その子どもが支援を必要とするヤングケアラーであるかを調べなければならない

- 学校をヤングケアラーの発見の場とする(都道府県・市区町村)
 - ・学校関係職員、児童・生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける
 - ・各学校におけるヤングケアラーの数を把握する
- 医療、保健、福祉等でヤングケアラーの発見を促進する(都道府県・市区町村)
 - ・ケアを必要とする人に関わる医療、保健、福祉等の機関や専門職がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける
- 地域でのヤングケアラーの発見を促進する(都道府県・市区町村)
 - ・地域に暮らす市民・民生委員等がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける
 - ・ヤングケアラーの日やヤングケアラーフェスティバルなど
- 自治体は発見されたヤングケアラーについて相談・通告を受ける窓口を設ける(都道府県・市区町村)

(2) アセスメントを行い支援する

ヤングケアラーが支援ニーズを有していると考えられる場合、自治体はアセスメントを行い、支援を行わなければならない

- 自治体はヤングケアラーに相談及びアセスメントを受ける権利があることを伝える(都道府県・市区町村)
- 自治体はヤングケアラー及びその家族の相談及びアセスメントを行い、支援計画を作成し支援する(市区町村・要対協)
- ヤングケアラーのアセスメント及びケアマネジメントを行える部署、人材を確保する(都道府県・市区町村)
- ・ 担当者の配置、担当者へのヤングケアラーのニーズアセスメントについての研修の実施等

2. 学びの機会とその結果を改善する

ヤングケアラー担当教員を配置し、担当教員が中心となって、学校でのヤングケアラー支援を計画・実行する

○学校で必要なヤングケアラーへの支援

- ・ 児童・生徒が安心して話せる環境をつくる
- ・ 児童・生徒へのカウンセリング(スクールカウンセラー等)
- ・ ケアをしていることに配慮して、児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにする
(例:学校の休憩時間における電話使用の許可)
- ・ ケアしていることに配慮して、児童・生徒の学びをサポートする
(例:学校で宿題に取り組めるようにする)
- ・ ヤングケアラーの健康面のサポート(養護教諭等)

○学校で安心して学ぶことができる環境を、家庭や保健・福祉・医療と連携し整える

(スクールソーシャルワーカーの全校への常勤配置)

3. 支援ニーズに対応するサービスの開発 とそれへのアクセスを保障する

- 自治体はヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施する
- ヤングケアラー及び関係者のための相談支援の窓口（SNS・電話等）を各都道府県に設置する
 - ・ ヤングケアラーコーディネーターを配置する
 - ・ ヤングケアラーコーディネーターの養成研修を実施する
- ヤングケアラーのケアの負担を軽減する
 - ・ 同居の家族がいる場合でも、介護保険居宅サービス、障害福祉居宅介護等サービスの利用促進（家族状況への配慮・勘案）
 - ・ ヤングケアラーがいる場合の、保育所や高齢者施設や障害児者施設などの入所判定等への加算、緊急時ショートステイの利用日数の延長など
 - ・ 生活困窮世帯の場合、介護保険自己負担額の免除措置をする
- ヤングケアラーのピアサポートグループの立ち上げと運営の支援をする
- 子どもらしく遊び過ごせる機会を確保する
 - ・ 子ども食堂など地域の子ども支援団体等が行うヤングケアラーを対象とした取組みを促進する（助成金等）

4. 自立して社会生活を送れるよう 支援する

若者ケアラーは、ケアラーである前に、自分の人生を歩み始めたばかりの若者である。若者が**高等教育や職業訓練、雇用にアクセス**することを支援する

- 就労や高等教育に関する相談の機会を確保する
(子ども・若者支援機関や若者サポートステーションなど)
- 進学を支援する給付型奨学金

【参考】ケアラー支援へのヒント(英国)

日本ケアラー連盟HPよりパンフレットダウンロード可

- 法制定、全国戦略立案によるバックアップ
- 自治体によるケアラーアセスメントの義務化

- 国による実態把握が進められている。
 - : 2011年の国勢調査 (Office for National Statistics 2013)によると、Englandに16万6363人のヤングケアラーがいる。
- 2つの法律はともに、家族全員に対するケアとサポートを規定
 - 2014年ケアに関する法律 (Care Act 2014)
 - ヤングケアラーが18歳に達した後のことにも配慮
 - 2014年子どもと家族に関する法律 (Children and Families Act 2014)
 - 若年介護者と親である介護者のアセスメントとサービスの権利を強化 (自治体によるケアラーアセスメントの義務化)

■ケアラーズセンターの取り組み(介護者もスタッフに)

- ①社会的活動・サポート活動
- ②カウンセリングやセラピー
- ③助言や情報提供による個別支援
- ④情報サービス
- ⑤経済的支援
- ⑥ヤングケアラーへの支援
- ⑦メンタルヘルスに対応した支援
- ⑧緊急時の対応(緊急時計画)
- ⑨医療機関に対する働きかけ(早期発見・早期支援策)
- ⑩多文化社会への対応

- 自治体がケアラーアセスメントや情報提供(充実したガイドブックもある)などを行っているので、ケアラーズセンターは、ケアラーを自治体とつないだり、よりよいケアラー支援のために自治体に働きかけたりしている。

最後に

(ヤングケアラー支援施策の推進を歓迎しつつ)

- ヤングケアラーは若者になり大人になっていくことから、全世代のケアラーを対象とした包括的なケアラー支援条例・政策が必要である
- その中に、ヤングケアラーの特性やニーズに即した支援について位置付けて、切れ目のない支援を提供できる体制の構築が基本である
- ヤングケアラー支援は、子どもと家族への包括的支援の観点からすすめてこそ効果がある。
- ケアラー（YC含む）が抱えている困難は、既存の福祉政策（要介護者支援サービスの導入、上乘せ）のみではカバーできないという認識が必要である

引用資料（調査研究）

- 日本総合研究所（2022）：『ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書』
<https://www.jri.co.jp/column/opinion/detail/13332/>
- デロイトトーマツ（2022）：『多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究報告書』
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2021）：「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2020）：『ヤングケアラーへの早期対応に関する研究 報告書』
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_10_1.pdf
ヤングケアラーを支援するために
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2019）：『ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書』
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000592954.pdf>
- 埼玉県（2020）：「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/jittaityousa.html>

参考文献（書籍）

ヤングケアラーについて知る

- 澁谷智子（2018）：『ヤングケアラー』中公新書
- Nursing Todayブックレット編集部（2021）：『ヤングケアラーを支える』日本看護協会出版会
- 濱島淑恵（2021）：『子ども介護者』角川新書
- 澁谷智子（2022）：『ヤングケアラーってなんだろう』ちくまプリマー新書

ヤングケアラーの気持ちを知る

- プルスアルハ（2019）：『生きる冒険地図』学苑社
- 横山恵子・蔭山正子・こどもびあ編（2019）：『静かなる変革者たち』ペンコム
- 澁谷智子編（2020）：『ヤングケアラー わたしの語り』生活書院
- 濱野京子（2020）：『with you ウイズ・ユー』くもん出版

©一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト

ご清聴ありがとうございました。